

ふうな今までの現実面を考慮に置きま

してただいま総務課長から補助的に申
し上げましたようなことをやることが
便宜であろうということ以上の考えは
一つもないわけでございます。

○山本伊三郎君 そうすると、この第
十一条で数種、まあ固定した数字では
なしに数種という表現にしておるので
これは、あとは政令で何冊なら
何冊、何種類なら何種類と、こういう
ことになるのですか。

○説明員(木田宏君) この第十一条に数
種と書いてござりますのは、別に政令
で限定するようにはなっておりませ
ん。都道府県の教育委員会の判断にお
きまして数種選ぶ、こういうことに
なつておるわけでございます。

○山本伊三郎君 数種という言葉は非
常に便利な言葉ですが、そうすると、
数種というと、一、二、三も数種なら、
五、六も数種で、十種類も——まあこ
れは数種とはちょっとと言えないけれど
も、あえて数種としても法律違反では
ないと言えることになるのですが、こ
の点はやはり政令でなければ省令ある
いはその他である程度規定をするので
はないですか。

○説明員(木田宏君) 数種につきまし
ては、今御指摘ございましたように、
数におきまして幅があるわけでござ
りますけれども、その点は、この法律案

相談し、まあ数種ということがあまり
都道府県によつて極端にわらないよ
うにというような点の指導は当然に行
なわれるべきものと、このように考え

ている次第でございます。

○山本伊三郎君 先ほど大臣が言われ
たところにこういうところの微妙な配
慮があると思うのですが、都道府県教
育委員会の選定が数種というのは、そ
うすると、考え方によると、都道府
県四十六、それがおのおの数種選ぶと
いふと、県ごとに違うということでも先
ほど大臣がこういうことで便宜がある
のだと言われたのだが、結果的には、
都道府県の任意に選ぶことになれば、
かりに三種類別々に選ぶとすると、四
十六掛けると相当数の教科書が日本全
国に流通するといいますか使用される
ということになるのですが、この点、
どうなんですか。これでいいのです
か。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 制度論と
しましては、御指摘のようなことがあ
り得るわけでございます。ただ、実際
問題としますと、教科書会社がたくさん
ございまして種類がたくさんでかかる
わけでございますが、地域的な特色、
特にその地域で魅力を持たれるものが
選択されるという傾向がございまし
て、おのずからそこに実際問題として
は限度があるかと思いますが、制度
論としては、御指摘のとおり、百数十
種類があり得るということになろう
と、そう思います。

○山本伊三郎君 それでは、もう一つ

伺いますが、第十一条の第五項です
が、四項ですか、選定審議会、これを

作られることになつておるのですが、
この選定審議会はどういうメンバーで
構成されるのですか。これは読んでな
いのでちょっと説明していただきたい
い。

○政府委員(福田繁君) 都道府県の教

育委員会に置かれます教科書の選定審

議会でござりますが、これは二十人以
上で条例で適当な人数をきめまして組
織するわけでございますが、私どもの
構想といたしましては、都道府県内の
教科書についての研究をしております

いる現場の先生、あるいは校長、教育委員、
指導主事、あるいは教科書が日本全
くございますが、そのほかに適當な学識
経験者等がござりますれば、そういう
者をも含めて組織する予定でございま
す。

○山本伊三郎君 この選定審議会の権
限とか定義があまり見当たらないので
かどうか。この点、ひとつ伺いたい。
○政府委員(福田繁君) それは、十一
条の三項にござりますように、都道府
県の教育委員会で管内の小中学校にお
きまして使用する教科書をどういうも
のが適当であるかということを選定す
るにつきましては、「選定審議会の意
見をきかなければならない。」というこ
とになつておりますので、この審議会
を構成しまして、それに結論を尊
重してきめる、こういうようなことに
なるかと思います。

○政府委員(福田繁君) 法律上の用例
といたしましていろいろあると思いま
すが、この場合におきまして、「意見
をきかなければならない。」と書いてお
りますので、当然に審議会の意見をあ
らかじめ聞くわけでございますが、そ
の聞き方といたしましては、従来のい
ろいろ表現があるのですよ。この
場合は、各審議会とか、あるいは調査会がた
くさん二百数十あるのですが、その審
議会なり調査会の権限と申しますか、
これはきわめて私はのがれ道のある表現
だと思います。そういうことでおのずから
民主的な監視が行なわれる道理でござ
いますから、一応こういうことでよく
はなかろうか。議決ということにいた
しますことによって教育委員会として
の立場からそれに制約されてしまふと
いうこともまたどうであろうかといふ
ことも一面において言えないこともな
いと思うわけでございまして、原案と
しましては、以上申し上げたような考
え方に立つておるわけでございます。

○山本伊三郎君 これは文教委員会で
相当掘り下げていられると思います
が、私は内閣委員会としての立場から
いって、義務的に「意見をきかなければ
ならない。」とされておりますが、こ
れはきわめて私はのがれ道のある表現
だと思います。したがつて、この問題
はきょう討議する考えはなかつたので
すが、できればやはり少しはつき
りとした表現のほうが、教科書の選定
の場合に非常に民主的な運営で選定で
きるのじやないかと思うのですが、こ
の点、どういうお考えでございますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) ただいま
のところ、今政府委員から申し上げま
したように考えているわけでございま
す。御懸念の点も論理的になしとし
いのはむろんでござりますが、法律で
決ではなけれども大勢の人が賛成
だという概念が出てくると思う。議
決になれば、これはもう過半数という
ことが必要であります。この場合に
意見を聞くということは、私が冒頭に
申しましたたゞいう意見であらうとも
意見を聞けばそれであとは教育委員会
で決定できる常識上はそういうこと
があるべきはずはございませんが、そ
ういうことになるのですか。その点は
どうですか。

○政府委員(福田繁君) といたしまして
は、この場合におきまして、「意見
をきかなければならない。」と書いてお
りますので、当然に審議会の意見をあ
らかじめ聞くわけでございますが、そ
の聞き方といたしましては、従来のい
ろいろ表現があるのですよ。この
場合は、「意見をきかなければなら
ない。」ある場合は、「議を経なければ
ならない。」とされておりますが、こ
れはきわめて私はのがれ道のある表現
だと思います。したがつて、この問題
はきょう討議する考えはなかつたので
すが、できればやはり少しはつき
りとした表現のほうが、教科書の選定
の場合に非常に民主的な運営で選定で
きるのじやないかと思うのですが、こ
の点、どういうお考えでございますか。

定都市については都道府県並みの権限と申しますか、扱い方をされてるのですが、これは私はあまり研究しておらないのですが、この第十六条を読みますると、都道府県とは若干変わった形になっているのですが、これはどう

○山本伊三郎君 今、局長ですか、言
るということでなくして、運用条件を五
大市のやり方におきましてもそれを踏
襲しながらやれば一こう支障はないも
の、こういうように考へていて次第で
ござります。

頭に大臣が言わされましたことからずと考へて条文的に言つていくと、市町村においては、都道府県で選んだ数種の中から一種類の教科書を選ぶことになっているんじゃないですか。

務教育の担当義務者である市町村の権限といいますか、選択権というものをきわめて制限をしたということについては、問題のある法律だと思うのですが、この点については私は答弁は要りません。十分この点はこの法律審議の

の
り、
を
權
を促す通牒が出た。その通牒も無視
た行動を文部省が今日までとてこ
れた。さらに、今回のこの文部省設立
法案でその問題を解決しようともな
らない。この問題が一つ。
それから、文部省の所管ではないは

○政府委員(福田 駿君) 特別に変わつた形ということではなくて、この場合におきましては、まず採択地区を設定することにつきましては、現状から考えますと、五大市の関係はいろいろ五
いうわけですか。

山本伊三郎君 今、後ですかと言
われたのですが、現状はそうでないと
聞いているのですがね。今の指定都市
のほうでは、自主的に選定をして、そ
して採択をしておる。今度の場合には、
都道府県の教育委員会で数種類選定し
たやつの中から一重県、その地区一重

○政 府 事 務 (福 田 駿 老) 一 般 の 市 町 村 に お け る 場 合 は 一 種 で ござ い ま す が、 指 定 都 市 の 場 合 は 「 採 択 地 区 」 と い て、 上 云々 と 書 い て ござ い ま し て、 そ の 当 該 採 抚 地 区 の 指 定 都 市 の 特 徴 を 有 す る 小 中 学 校 で 使 用 す る の は 一 種 類 だ、 こ う い ふ こと に 二 項 目 で 見 定 す る こ と が ま す。

すせん 十分この点はこの法律審議の中では明らかにされてくると思いますが、そのよ
うな局長ですか言われましたが、それは私はどうも納得できないのですが、そのよ
うな文部省に対する質問はこれで終わ
ります。

わ 点 の
それから 文部省の所管ではないけれども、今の政府は一枚看板のよう掲げている人づくりに関する人づくり懇談会、これは直接には文部大臣の所管ではありません。所管ではありませんが、私どもの調査によりますと、たしかに、二〇二〇年までに、この問題を解決するためには、何らかの法的措置を取らなければならぬことは明白である。

大市それぞれの事情によって異なるやり方をやつておりますが、たとえば市の全地区を一つの区域として考えいるところもござります。あるいは、適当に二つないし三つに分けましてこの区域を設定しているところもございます。そういった意味で、五大市の場合におきましては、その都市の区の区域またはその区域を二つ以上合わせた区域をもって採択地区を設定することもできるというような、大体現状に合わせるような規定を第一項においていたしております。それと同時に、五大市がその採択地区について教科書を採択する場合におきましては、やはり都道府県単位で選定審議会で選定をされま

類といふものを採択するのだ、こういうことだと聞いておるんですが、それはどうぞですか。

○政府委員(福田繁君) 私が申し上げておりますのは、現在、教科書の採択権は、法令上市町村の教育委員会にあります。したがいまして、その限りにおきましては、五大市以外の市町村でございましょうとも、同じでございます。今回の場合におきましては、たまたま県の段階において数種類に選定をしてそれをきめるといふことが県の教育委員会の仕事として新しく加わったわけでございます。五大市の関係におきましては、従来の採

○山本伊三郎君 あなたは、指定都市の実際運営の現状を知らないのです。区が大阪の場合でも二十二からある。市の教育委員会がこの区はこれだということはやらぬのですよ。そういうのは言いのがれであって、これは今回の法律改正というものは、都道府県段階ではなるほど数種という大臣の言うようにきわめて便利な方法をとっておられるようですが、今までとられておった現実の基礎的な地方公共団体であります、また、小中学校の教育に最も責任

す。これから御質問申し上げる内容は、大臣の御出席のなかった当委員会でかなり詳細に取り上げて質疑を展開した問題と重複する個所がありますが、特にきのうは、政務次官に、今までの審議の経過については十分細大漏らさず大臣のほうに連絡をお置き願いたいということを御注文申し上げたところですけれども、きょうは、この法律案の審議をする最後の段階に差しかかってきている関係もあるので、やっぱりはつきりと大臣に確認願っておく必要がありますので、そういう点も含めてこの際質問を展開します。

それから第三点は、今文教委員会のほうに付託されておる国立大学総長の任免、給与等の特例に関する法律案、これは、私はこの法律案の内容を検討した結果、現行国家公務員法及び一般職の職員に対する給与の法律に違反しておる事実がある。この問題について、谷と、荒木文部大臣が担当者になつて、それが明かにしたことによりますと、大筋は文部省の所管であるという關係もあり、この点についてはかなり問題を明かにしておく必要があるといふ点が第二点。

したその中から五大市の採用分も採択をしてもらう、こういうようなやり方を示しているわけでございます。特に特別なことではなくして、現状におきまして、教科書の場合、教科書の從来の採択の方法におきましても、都道府県を通してやるというのが現状でござります。したがつて、まあ最初に御指摘になりましたように五大市の希望もあるようですが、さいますけれども、私どもとしましては、現状を非常に変更す

○山本伊三郎君 それは選定と採択と二つにこう分かれております。これは私は指定都市だからいいという論拠で言つておるわけではない。しかし、冒頭お話ししたとおり、選定は市町村が行なうべきもので、採択は県が行なうべきものにしておきまして、そして県で選定したものの中から採択をしてもらうという仕組がとられるだけです。いまして、そういう意味において、私ども従来と採択権については変更がないということを申し上げたわけでございます。

を持つ市町村においては、一種類しかそのうちから選定できない。こういうきわめてこの法律については問題点が明らかになってきたと思うのです。私は、時間もかかりますから、これは文教委員会で相当やられると思いますから、きょうは参考までに聞いたのです。が、この点は十分審議の中で明らかにされると思いますが、文部大臣の言われるような趣旨がかりにこの法律の中にあるとするならば、ほんとうの義

は、大体三つの問題です。
一つは、国家行政組織法に違反すると思われる付属機関が文部省の中にはあって、ことにまた来年度予算に計上されたに同種のものが設けられようとしている事実があるのであります。特にその論議をされなければならぬ中心点としては、池田總理出席のもとで昭和三十六年の四月に相當長時間かけてこの委員会で論議されました。行政管理庁から最後に各省に対し嚴重注意を

おりますと、いやこの法律は何も国家に対して公務員法や給与法には抵触しておらない。抵触しておらないという理由としては、検察官に対する俸給の特例がない。抵触しておらないといふ理由としては、あるのじやないか、さらに、その事実ばかりではない、現在の給与法第一条には、「別に法律で定めるものを除き」、という格好で特例のあることを認めるという前提に立って現在の給与法が出ておるから違法ではない、こういう二つの論拠でありました。しかし、まあ

これもあとからじっくり論議をする機

思うのです。

発しておる。ところが、その行政管理

はこの点はけしからぬと思う。そこで、まあ予算の通過前にこの問題が究

会がありますから、この際はごく大ざっぱに申し上げますと、検察官の権限が給法ができたのは、いろいろな経緯があって、極端なことを言えはそれらの諸君の圧力らしい原因での法律が制定されるに至った。しかし、あの法律が制定されたことによって、日本の国家公務員法なり一般職の給与法が著しく乱されてしまったのみならず、さらにかか

第一番目の、文部省が昭和三十八年度に新しく法律に違反し行政管理室の通牒を踏みにじった機関として設けようとしている教育課程作成会議、これはこれから設置されようとしている問題ですが、そのほかに、從来、大学管理運営改善協議会、それから技術教育協議会、第四は学外実習連絡協議会、第五は大学病院運営協議会、その次は

法律の定めるところにより、審議会又は協議会（諮詢的又は調査的なもの等）第三条に規定する委員会以外のものを云う。」) そうしてさらに、「及び試験所、研究所、文教施設、醫療施設その他の機関を置くことができる。」と、こうした条文はなっていまして、常識的にこの条文を見た場合、審議会とか協議会そのものにはつきり限定しているので

所の通牒自体が、委員会における論議の真意といふものを理解しなかつたのか、ないしはまた、理解したのだけれども面子があるものだからなるべくそういう正直に受け取らなかつたという恰好になつたのか、とにかくその年の四月十二日に行政管理庁から各省庁に対して、この条文に関する各機関の問題について通牒が発せられた。それは、荒

で、まあ予算の通過前にこの問題が究明されることになると、その予算のうそが出てきますから、その点についてはかなり私のほうでも慎重に事を運んできたわけです。しかし、そういう点の連鎖反応を起こす問題も今は大体ないという段階になつたのであります。それで、私は安心して毒舌をふるおうとしておるわけです。

の諸君の場合には求めてきておる。労働基準法に抵触する勤務時間、四十八時間と定められておる勤務時間を、それ以上に延長することができるという特例さえもついていきに発生したという、こういう非常に日本の法律なり法律体系を乱すような格好になつてゐるのを知つてからずか、文部省当局の係官は平然としてこの委員会でその答弁を行なつてゐる。別に定めることができるという給与法の第一条の精神というのを忠実に守つたものの場合をさすのは、国家公務員法に基づく給与準則には、法律がなつてゐるといふようなことである。そのための準備する給与法の準則を著しく乱すような例外の規定も、何處か定める場合にはいいということなのである。しかし、これがは、この間もそういう言葉を使いまして、全くみそも一緒にしたよはまた機会を得て論議をする機会もあつたが、三百代言的答弁だと言つても差しつかえないと思います。しかし、これうると思われますので、きょうは大体この三点について御質問申し上げたいと

学校給食研究協議会、学校施設基準規格調査会。そのうち、学校給食研究協議会というのは、これは地域別に設けられているので、その委員の名前も不特定であるということですから、これは私は論議の対象からこの際敬遠しておきます。ただ、御注意申し上げておきたいのは、地方機関として設けられる場合でも、国家行政組織法の第八条によると同じよう法律によるか、さもなければやめなければならないという条文がありますから、この点は大臣も今後注意しておいてもらいたい。ただ、学校給食研究協議会の関係は、文部省のほうで委員の名前もわからないということがありますから、この際敬遠しておきます。こういう今年度の予算要求にもおよそ概算一千万円以上という機関が、行政組織法という国の行政機関の設置の根本の方針なりまた設置の方法なり形式も含めて行政機関を設置する場合の一切の根拠をきめた法律の第八条に抵触している。第八条によりますと、こういう条文でござります。「第三条の各行政機関には、」——第三条といふ前の条文を引用しておるわけですが、「各行政機関には、前条の内部部局の外、法律の定める所掌事務の範囲内

はないということ。つまり、調査会等も、これはその例がありますが、調査會等ももちろん含まれる。懇談会も名前がどうあらうと含まれる。同時に、カッコして注釈を加えてあるのは「諮詢的又は調査的なもの等」と「的」という言葉を使っております。しかも、加えるにさらに「等」というやはり言葉を使つております。ですから、この条文の志向するところからいいますと、あえて諮詢に応ずるとか応じないとか、ないしは調査をしてその調査の結果を報告するとかしないなどにかかわらず、その他のものも含まれると解するのが当然でございます。この点は、おそらく大臣も法律の条文をごらんになつていれば一目瞭然となるところだと思いますのですが、この条文がこの委員会で從来しばしば問題になりました。そうして、昭和三十六年のごときには、総理大臣の出席もいただいて、私はこの第八条に著しく抵触している行為が政府にあることをその反省を求めるながら論難いたしました。その結果、この法律を主掌している行政管理庁のほうでは、それまでの方針や態度を改めて、四月十二日に行政管理庁から通牒を発しております。従来のようなやり方ではないかぬという通牒を

木さんもたしかお出でおられる、同時にまた責任のあるはずの閣議にこれはかかっております。閣議にかかって確認されたこの通牒が出来た。同時に、この通牒に従つてそれぞれ内閣においては各省ともその通牒どおりの方法をとりました。大体各省ともそのとおりになりましたが、今度この問題を担当してみてびっくりしましたのは、三つの省がその通牒に違反するやり方をしている。一つは労働省、一つは建設省、一番悪質なのが文部省です。悪質といふか、ずうずうしいというか、私は非常に難する言葉に困るくらいです。どうしてかというと、その通牒で明らかにこうやってはいかぬということを今日までほおきぶりしている。たとえば、その通牒の中には、参議院の内閣委員会でこういう点が問題になつたから、こういう措置をとるのは気をつけろといつて、協議会とか調査会とか等々という名前をつけるとまた問題になるおそれがあるから、こういう名前はつけてはいかぬ、こういう通牒がはつきり出しているのです。それを文部省は今日まで知らぬ顔をして、ずうずうしくもその予算の要求までやつてきたばかりか、三十八年度にまた新たに同じもの別に設けようとしておる。実に私

そこで、この問題について第一番に
文部大臣にはつきり御答弁いただきた
いことは、文部大臣、この国家行政組織法
の第八条をそこでごらんになつて、文部省の持つてゐるさつきの機関
等が抵触するとお考えになるかどうか
ですね、その点、第八条の解釈につい
てまず先にお伺いしたいと思います。

○國務大臣(荒木萬蔵夫君) 実は、こ
の数日当委員会で御審議の経過等も事
務当局及び政務次官等から聞かしても
らいまして、あらためて行政組織法第
八条を見てみたわけでござります。御
指摘のとおり、少なくとも先刻來るあ
げになりました四つか五つの課題は、
違反のおそれがある、疑いありと指摘
されましても、ちょっと即座にお答え
が困難なくらいな関係にあると思いま
す。ただ、幾分ついでながら弁解がま
しく申さしていただけば、文部省には
かにもたくさんあることはすでに御指
摘のとおりでございまして、私自身も
たくさんあるのに驚くくらいでござい
ますが、以前にも聞いたことはござい
ますが、小学校、中学校、大学に至
りますまでの教育課程ないしは制度の
運営に関連をする、あるいは社会教
育、スポーツ、あるいは学校給食等、も
ろもろの課題が御案内のごとくござい

にかかるて、労働基準法さえも侵害する
るような勤務時間の特例さえも検察官
の諸君の掲示には求めてきておる。労
働基準法に抵触する勤務時間、四十八
時間と認められておる勤務時間を、それ
以上に延長することができるという特
例さえもついに発生したという、こう
いう非常に日本の法律なり法律体系を
乱すような格好になつてゐるのを知つ
てからはずか、文部省当局の係官は平
然としてこの委員会でその答弁を行
なつてゐる。別に定めることができる
といふ給与法の第一条の精神というの
は、国家公務員法に基づく給与準則に
関する法律のワク内でその臨時立法と
して設けられておる給与法の場合に
は、根拠法としての給与準則に関する
条章を忠実に守つたものの場合をさす
のであって、その根本の準拠する給与
法律がなつてゐるといふようなこと
は、この間もそういう言葉を使いまし
たが、全くみそもそも一緒にしたよ
うな三百代言的答弁だと言つても差し
つかないと思います。しかし、これ
はまた機会を得て論議をする機会もあ
ると思われますので、きょうは大体こ
の三点について御質問申し上げたいと
学校給食研究協議会、その次は騒音対
策協議会、学校施設基準規格調査会。
そのうち、学校給食研究協議会といふ
のは、これは地域別に設けられている
ので、その委員の名前も不特定である
ので、そのことですか、これは私は論議
の対象からこの際撤退しておきます。
ただ、御注意申し上げておきたいの
は、地方機関として設けられる場合で
も、国家行政組織法の第八条によると
同じように法律によるか、さもなけれ
ばやめなければならぬという条文が
ありますから、この点は大臣も今後注
意しておいてもらいたい。ただ、学校
給食研究協議会の関係は、文部省のほ
うで委員の名前もわからぬといふこと
でですから、この際撤退しておきま
す。こういう今年度の予算要求にもお
よそ概算一千万円以上という機関が、
行政組織法という國の行政機関の設置
の根本の方針なりまた設置の方法なり
形式も含めて行政機関を設置する場合
の一切の根拠をきめた法律の第八条に
抵触している。第八条によりますと、
こういう条文でござります。「第三条
の各行政機関には」——第三条といふ
前の条文を引用しておるわけですが、
各行政機関には、前条の内部部局の
外、法律の定める所掌事務の範囲内

はないということ。つまり、調査会等も、これはその例がありますが、調査會等ももちろん含まれる。懇談会も名前がどうあらうと含まれる。同時に、カッコして注釈を加えてあるのは「諮詢的又は調査的なもの等」と「的」という言葉を使っております。しかも、加えるにさらに「等」というやはり言葉を使つております。ですから、この条文の志向するところからいいますと、あえて諮詢に応ずるとか応じないとか、ないしは調査をしてその調査の結果を報告するとかしないなどにかかわらず、その他のものも含まれると解するのが当然でございます。この点は、おそらく大臣も法律の条文をごらんになつていれば一目瞭然となるところだと思いますのですが、この条文がこの委員会で從来しばしば問題になりました。そうして、昭和三十六年のごときには、総理大臣の出席もいただいて、私はこの第八条に著しく抵触している行為が政府にあることをその反省を求めるながら論難いたしました。その結果、この法律を主掌している行政管理庁のほうでは、それまでの方針や態度を改めて、四月十二日に行政管理庁から通牒を発しております。従来のようなやり方ではないかぬという通牒を

木さんもたしかお出でおられる、同時にまた責任のあるはずの閣議にこれはかかっております。閣議にかかって確認されたこの通牒が出来た。同時に、この通牒に従つてそれぞれ内閣においては各省ともその通牒どおりの方法をとりました。大体各省ともそのとおりになりましたが、今度この問題を担当してみてびっくりしましたのは、三つの省がその通牒に違反するやり方をしている。一つは労働省、一つは建設省、一番悪質なのが文部省です。悪質といふか、ずうずうしいというか、私は非常に難する言葉に困るくらいです。どうしてかというと、その通牒で明らかにこうやってはいかぬということを今日までほおきぶりしている。たとえば、その通牒の中には、参議院の内閣委員会でこういう点が問題になつたから、こういう措置をとるのは気をつけろといつて、協議会とか調査会とか等々という名前をつけるとまた問題になるおそれがあるから、こういう名前はつけてはいかぬ、こういう通牒がはつきり出しているのです。それを文部省は今日まで知らぬ顔をして、ずうずうしくもその予算の要求までやつてきたばかりか、三十八年度にまた新たに同じもの別に設けようとしておる。実に私

そこで、この問題について第一番に
文部大臣にはつきり御答弁いただきた
いことは、文部大臣、この国家行政組織法
の第八条をそこでごらんになつて、文部省の持つてゐるさつきの機関
等が抵触するとお考えになるかどうか
ですね、その点、第八条の解釈につい
てまず先にお伺いしたいと思います。

○國務大臣(荒木萬蔵夫君) 実は、こ
の数日当委員会で御審議の経過等も事
務当局及び政務次官等から聞かしても
らいまして、あらためて行政組織法第
八条を見てみたわけでござります。御
指摘のとおり、少なくとも先刻來るあ
げになりました四つか五つの課題は、
違反のおそれがある、疑いありと指摘
されましても、ちょっと即座にお答え
が困難なくらいな関係にあると思いま
す。ただ、幾分ついでながら弁解がま
しく申さしていただけば、文部省には
かにもたくさんあることはすでに御指
摘のとおりでございまして、私自身も
たくさんあるのに驚くくらいでござい
ますが、以前にも聞いたことはござい
ますが、小学校、中学校、大学に至
りますまでの教育課程ないしは制度の
運営に関連をする、あるいは社会教
育、スポーツ、あるいは学校給食等、も
ろもろの課題が御案内のごとくござい

まして、各局各部、あるいは、はなは
だしくは課単位にお恩恵拝借に及んで
当該部局、課が行政事務を執行してお
るのが実情でございまして、そういう
便宜から多年にわたって年々歳々今御
指摘のようなまぎらわしいものが次々
に積み重なって今日たくさんの方に
なつておることでございまして、さつ
きお叱りを受けましたようなうずうずう
しさとかなんとかいう事柄でなしに、執
務の便宜上ついそういうものが積み重
なつてきておると思います。したがい
まして、今御質問の点は、行政組織法
第八条の関連において、現に文部省に
あるあるいはまさに置かんとするもの
についてどう考えるかというお尋ね
は、冒頭に申し上げましたように、多
分にその疑いありといふうに感じま
す。

す。民間人を含んでおる場合には、これはうやむやのうちにそういう機関を作ることになると、行政の連中の責任の限界が不明確になる。じたがつて、そういう意味でこの第八条は厳格に守ってもらわなければいかぬというのが私の考え方だし、第八条の方針だと思う。したがつて、今文部大臣が言われたように、文部省の中にまあ有象無象、わんさとあるといふその協議会、調査会等々を私は問題にしていないのです。問題にしているのは、そのうちの法律によらないで設けている民間人を含んだ協議会、調査会、これは、はつきり、この法律の条文によらずも、法律によって正式に設けるか、さもなければ今日直ちに廃止をしてもらわなければならない。そういう意味でそういう点を私は申し上げておるわけですから、その点は、大臣のほうでもいしは、行政官だけで設けられているもの、これは問題じゃございませんから、その点は混同しないようお願ひしたいわけです。

どうされるか、これを文部大臣から答弁していただきます。

○國務大臣(荒木富壽夫君) 御指摘のさつきあげられましたようなものは、第八条との関連においては一見しましても、非常にその疑い濃厚なものをおあけになつたと私は思います。そのほかの調査会その他にいたしましたも、正直なところ、私一々存じないくらいでございまして、その点は恐縮に思いますがけれども、それらも含めて事務当局を督励いたしまして十分に検討いたしました。同時に、行政管理庁の通牒、これが政府としては各省にまたがる共通的なものの考え方のはずでございますから、行政管理庁とも一々具体的に連絡をとりまして、合理的に合法的に調整いたしまして、立法化すべきものは、今度はごかんべんいたくほかございませんけれども、次の通常国会を目指として十分にその間の事情調査の上善処いたしたいと思います。

○千葉信君 おおむね了解できる答弁でございますが、ただ一点だけ加えておきたいことは、ただいま行政管理庁の通牒云々という御答弁がございましたが、この委員会で、労働省設置法の審議に関連して、行政管理庁をこの委員会に呼んで、この通牒による行政管理庁の第八条の解釈は、この通牒自体が間違いがあるために各省でときどき過誤をおかしているようだから、この通牒が間違いであることを認めるべきだし、したがって、労働省設置法にからむ問題については、行政管理庁は今の論議に顧みてこの問題の解決を新しい角度から考へるべきだという追及に対して、川島行政管理庁長官のほうか、御説ごもつともと思われますので、

労働大臣ともよく連絡して何分の御回答をいたしますということになり、この質疑応答の結果からいと、行政管理庁のさきの三十六年四月十二日の逕牒は変改されなければならない。全逕牒ではありますけれども、一部どううしても変改しなければならないという事情がはつきりこの委員会で確認されましたので、行政管理庁との連絡に当たりては十分その点配慮をされるように御注意申し上げておきます。

○國務大臣 荒木萬壽(大君) 今言わされましたことを具体的に私が念頭にございませんでしたために申し上げたわけですが、もちろんそれも含めまして、やはり政府側としましては行政管理庁が行政組織法の立場においては窓口機關であるべきと存じますので、文部省みずからも責任をもつて検討すべきですが、行政管理庁とも十分連絡の上で差し処したいと思います。

○千葉信君 ところで、その次には人づくり懇談会の問題について御質問いたしますが、御承知のように、今の内閣のもとに人づくり懇談会などが設けられ、第一回の会合を昨年の十二月二十日、それから同じく十二月二十二日と二回にわたって懇談会が開催されました。その出席者諸君の意見から集約されたらしい意見も私はここに持つております。おそらく、私は推測ですが、例の大学総長の認証官の問題等もこのへんに出てきたんではないかという疑惑を私は持つておるのであります。しかし、まことにその問題についてはあまりこの際はあつたる懇談会でもないことを私は承知しておませんが、本来、この人づくり懇談会は、文部省設置法の直接の関係ではないし、文部省の中に設置されてい

おられます。たゞここで取り上げるに至った理由は、その人づくりそのものほんと九〇%以上は文部省の所管にかかるわる問題だということと、それからもう一つは、内閣からの連絡によりますと、国づくり懇談会のほうは宮澤経企庁長官が担当者であり、人づくり懇談会のほうは荒木さんが担当者ということになつております。私は、そういう点がありますので、文部省に設置されておるのはないこの機関のことについて大臣に質問しなければならない立場になつたわけですが、先刻来た各種調査会、審議会等とこれはまさに同工異曲です。同工異曲という意味は、第八条に抵触するかしないかといふ点で全くこの懇談会は同種のものだ。したがつて、まず荒木さんにお伺いしたいことは、これは大臣の直接の所管ではないから、おそらく御答弁は非常にお苦しいとは思うけれども、しかし、担当者である以上、先刻來の質疑応答にこの人づくり懇談会がそのまま抵触してくるということになれば、文部大臣はどう対処されるおつもりか、それを伺いたいと思います。

○國務大臣荒木萬壽夫君　抵触するとなれば、先刻私が文部省所管のこの種のものについて申し上げたと同じ処置がとられるべきものと思います。ただ、もうちょっとと先刻のお話に関連して弁解させていただきます。人づくり懇談会は文部大臣が担当者であるというお話をございますが、それがどういう意味か私によくわからないくらいでござります。と申しますのは、なるほど、昨年の十二月でございました、第一回の懇談会が総理官邸で行なわれまし

た。そのときまで私は人づくり懇談会なるものの構想のよって来たるところを存じませんでした。たまたま日取りが予定されたあとに、しかも第一回の懇談会の直前だったと記憶しますが、官房長官からの連絡だというので、懇談会があるから文部大臣も出席したがよからう、参考になるだろうから、という意味で招集を受けまして、何かその日は文部省で予定したこと何かあつたと記憶したのですが、総理官邸からの招集であれば行かざなるまいということ、かけつけたことを記憶しているだけです。第二回も同じようなたしております。第二回も同じような意味でやはり出席をいたしました。その実情は、メンバーもはっきり記憶いたしませんけれども、東大の学長その他の方もむろんおられましたが、名はよく存じない方もおられたようあります。冒頭に總理が申しましたことは、今官房長官が参りましたから、本職のほうからお聞き取り願つたほうが正確ですけれども、人つくりという趣旨について簡単に總理からあつたように思いますが、それすらもよく記憶いたしません。御自由にそういう意味でひとつ人づくりという立場において御意見を聞かして下さいといふことが言わればして、発言順位がきまっているわけでもございません、初めは目引きそで引きの状態のところ、一番先に茅さんが発言されましたが、

○千葉信君 黒金官房長官、あんたはまことにけしからぬ。人づくり懇談会の担当者は、私の調査では、荒木文部大臣だということになつておるんであります。荒木さんに聞くと、担当者になつたことを荒木さんははつきり認識を持つていないし、そういう具体的な連絡はあるたのほうからなかつたとおしゃる。どういうわけですか、それは。

○政府委員(黒金泰美君) どうも答弁が食い違うかもしませんが、今参りましたので、私の意見を率直に申し上げますが、人づくりなり国づくりの委員会と申しますか会合——私ども会合と思っておりますが、会合について私の知っております限りでは、あれは八月の臨時国会の総理の所信表明で人づくりなり国づくりなりという言葉を出しております。そういう関係で、総理自身が、これは總理個人という言葉が当たるかどうかわかりませんが、あまり格式ばらずにという意味の、総理が個人的に自分が信頼できると思う方々に、したがつて、何界の代表とかどこを代表するとかいう公の意味でなしに、自分で御意見を承つてみたいといふ人をひとつお願いをして國づくりなり人づくりについての御意向を伺つてみたい、こういう話から実は始まりまして、一番初めのころは、そういう方を五十人ぐらい一応予定して、きょうは国づくり関係を承るからそのうちの二十人をお呼びする、あるいは、その中でも特に建設関係を、いわば公共投資関係を伺うときにはこのうちの十人と、いろいろに分けてお呼びして御意見を伺つたらどうか、こんな考え方で進んでおりましたが、やはりどうも人づくり、

国づくりと分けたまうがお願ひする場合にも向こうさんにも楽しやないかと思うことで、二つに分けまして、それでもって実は総理と私が相談いたしまして、国づくりの会合それから人つくりの会合を持たるのでござります。したがいまして、私が了解している限りでは、これは主管者は文部大臣じゃございませんで、総理が自分の信頼できる御意見を承りたい方を私が補佐いたしましてお選び中して、ときどきお集まりを願う、こういうよな気持でございましたので、人づくりのほうでは御關係が深いものでありますから、そのときになりましたて、実はこういう方をお招きして総理がお話を伺うから、文部大臣に御列席願えないと、あるいは、青少年関係の問題もございますので、総務長官にも御列席願えないと、いうふうに御願いはいたしましたが、いわば庶務を扱っているのは私でございまして、文部大臣にその責任とか、御答弁を願うなどとは恐縮に存じて、いる次第でございます。

初めから逃げよう逃げようといつもりで答弁している。第一に逃げようとしている点は、公式なものだという態度をとると、それはたちまちあのやうなにかみつかれるからというので、これは全く個人的なもので、個人として意見を聞いたり話をしたりするためのものである。こういう答弁でどうかいしょうとしております。一体、内閣総理大臣池田勇人という者に個人とは何ですか。首相個人が入づくりに関する意見を民間人から聞いて、それを池田内閣の人づくり行政の方針に活用するための懇談会でしよう。その場合に、これは個人個人だと言つてみたところで、その池田首相個人ということは、全く池田さんと奥さんとの話合いとかと違つて、国家行政組織法から言ふと、そういう批判を聞いて行政に反映させるそういう集まりなりそういう機関なりを持つことは——実はあなたにはさつきからここで質疑したことは連絡してありませんが、そういう行政機関でなくとも、行政のための付属機関です。その場合に、たとえば答申があるうとなからうと、調査してその結果を報告しようとしてまいと、第八条に抵触する。第八条ではそういう場合でもはつきり法律できめろというのが行政組織法の精神なのです。したがつて、そういう点からいくと、個人的の会合だとして、個人の持物という格好でお家庭の場合のような取り扱いは、こういう懇談会の場合には私は通念として許されぬと思う。重ねて官房長官にこの点を伺います。

ません。お断わり申したように、あまり格式ばらずにかみしもを脱いで話を申したいという意味で個人と申し上げたのであります。個人ということがあり得るかどうか、これは今千葉さんのおっしゃるとおりと思います。ただ、私のほうの気持といたしましては、多少理屈ばって恐縮でしたが、もし誤っておれば、お教え願いたいと思います。決して再検討をするにやぶさかでない。お教え願いたいと思います。私が考えておりましたのは、今度の会合はいわば会合でございまして、われわれもいろいろな方と会合いたしましていろいろな方の御意見を伺ってこれをすべて政治に反映させておるつもりでございますが、したがって、今度の会合につきましては、一応メンバーはございまして、お願いはしておりますけれども、問題によっては、人づくりの関係二十二、三人おられますけれども、全員お呼びしようという気もございません。その中の一番これに適当な方と思う方をお呼びしたい。それからまた、場合によりましては、それ以外にあやすことも考えております。したがいまして、この二十数人という方が一つの有機体として一つの結合体として御意見を承つておるのじゃなくして、個々に御意見を伺うのを、二十何回もとてもお目にかかるわけに参らぬものですから、一括してお目にかかるつておる。まあ率直に申し上げて、議事規則もございませんし、第一目的とか、第二運営とか、役員とか、幹事すら置いていないというような状態で、国づくり、人づくりを二回ほど開きました。

たらしたいと思っておりますけれども、そういうようなつもりでおりましたので、第八条で言っておられるのは一つの固定した委員、一つの有機体である。その有機体が決議をなさつたり勧告をなさつたり、その会 자체としての御意見をまとめさせていただくという意味でなく、個々の方に承るのを、したがって、非常にいろいろな御意見があり得るわけでございます。並立し得るわけでございますが、それを時を総にしてお話を伺つておる。まあ新聞に大きく取り扱われたりいろいろいたしますもので、われわれが一、三の方と一緒にしてお話し合いをしてその御意見によつて判断をする、違うじゃないかとおっしゃるかもしれません、気持としてはそういう気持で実は考えておったような次第でございます。しかし、今申し上げたのが間違つておりますれば、これは検討するにやぶさかでございません。

た。私はあのときからびんときたのであります。できればあなたのところに行つて注意したいくらいだった。今まで機会がないものだから待つていたのですが、いざ総理府設置法等が審議されるときには、官房長官だけではなく、総理大臣において頗る徹底的にやるつもりですが、そういう機会も一応あることが考えられますので、私はあまり深くきょうこの問題に触れるつもりはありませんが、ただ、官房長官が言つておられる今の答弁の趣旨は、行政管理庁の通牒を頭に置いて答弁をされておられるのです。行政管理庁の通牒から言うと、官房長官の今言われた人づくり懇談会であると、その通牒によると抵触しないことになります。だから、おそらく官房長官はその通牒をもとにしておられる。ところが、その通牒は、三十六年の通常国会で、この委員会で、本会議でもやりましたが、かなり徹底して論議されて、その結果、それまでの行政管理庁の態度なり方針は誤りだということが確認され、その結果、四月十二日に通牒が出たのです。この通牒については、閣議にもかけられたはずだし、次官会議にもかけられた。当時の小澤長官はそういう措置をとると約束されました。それに準拠しておるのであるが、その行政管理庁の通牒は、当時の国会の論議の見解である。大体通牒の線に沿つておるようだし、官房長官の今の答弁もこぶる不正確なものである。もしくは十分に論議を聞いていて理解しなかつたか体面上ごまかしたかのいずれですか。それは今度のこの国会の内閣委員

会の席上で労働省設置法に関連して行政管理庁はどう正確に改めたかはまだ私は追及しておりませんが、改めたことは事実なんです。それまで抵触しないという立場に立っていた。労働省の三つの懇話会なり機関は、次の通常国会までに結論を出す、法律に抵触をするという疑いがあるので、結論を出すという態度であります。もっと詳しく述べ申し上げることができますので、これはいろいろ労働者の諸君とも話合った経過がありますから、これ以上は触れませんが、したがつてまた、行政管理庁の従来の通牒は変改されて新しい角度から通牒が発せられなければならぬという事態のくることは時間の問題です、今では時間の問題です。したがつて、そういう通牒も早く出せるように私どものほうでは奮闘したいし、かたがたこの人づくり懇談会は明らかに第八条に抵触することが今の長官の答弁で明確になりましたが、私はしかしそういう機会にさらにもう一度官房長官に来ていただきつもりですから、ゆっくり時間をかけてやりたいと思いますが、ただ、この質疑応答の結果として、官房長官は人づくり懇談会に対してもう一つ方針で臨まれるつもりなのか。つまり、法律上の疑点があるとすれば、その点を十分に検討するつもりか、もしくは、検討されてその結果違反という事実が明白になれば、これは廃止をするかあるいは法制化しなければならんという条件が起つてくるはずです。これに対するお答えだけをこの際承っておきま

し願えるものと実は思つておつたのですが、あります。今お話をありましたし、ことに、今承りますと、行政管理庁からの新しい通達が出たらよく拝見いたします。十分に検討して、もし非でありますれば、これは正すにやぶさかではございません。

○千葉信吾 それでは、あと一つ残つてお尋ねしますが、先ほどお尋ねましたが、これは私はこの問題にそう深く触れたつもりはありません。いざれ連合審査会の席上で私は大臣にお尋ねする機会があろうとも、思ひますので、この際は諸般の事情を考慮して簡単に大臣に御質問申し上げたいと思います。

私の見解では、例の認証官の大学総長の任免、給与に関する法律案の考え方というものは、現行の公務員法なりません。いざれ連合審査会の席上で私は大臣にお尋ねする機会があろうとも、思ひますので、この際は諸般の事情を考慮して簡単に大臣に御質問申し上げたいと思います。

大学長もしくは総長の給与として決定しますれば、今の大学総長がもらっておられる給与といふものは、飛び抜けて大学で読むのはやめますが、概括的に言いますと、他のそれに類似する職種の者学長と事務次官との権衡はどういうから言うと、それぞの職種、職級に応じてその給与の体系は編成されていいものが、公平になつてゐるかどうか、もしくは他のそれに類似する職種の者の給料はどうかという精密な考慮の結果決定している。したがつて、そういう

う給与の決定の仕方等については、国家公務員法の給与準則でどういう決定の仕方をすべきかということは職階制度の問題も含めて厳重に規定されております。同時に、そういう規定された方針に反して賞金を支払つたりした者に対する懲戒を食らわせることが問題です。一年以下の懲役、三年以下の罰金、非常に厳格なのです。そして、その細目については給与準則で厳重に規定されるべき筋合いのものが、まだその給与準則が国会で制定されないために、臨時立法として現在一般職の職員の給与法ができる。一般職の職員の給与法のあるべき姿というものの、その給与準則に根本基準に全部合致した法律になつております。ところが、先ほどもちょっと触れましたが、大蔵省の係官の答弁によると、そういう法律ばかりに公務員法なり給与法があるても、給与法の第一条の別に法律の定めがある場合はこれは例外じゃないか、したがって、給与法にも公務員法にも違反しておらぬ、法律できめればいいことじやないか。それからさつきも触れたように、検察官の俸給に対する前例があることを取り上げてある。

著しく反した今度の大学給長の給与の決定を行なおうとしておる。この一条の別段の定めというのは、どんなことをきめてもいいという趣旨じゃないのです。第一条の趣旨というのは、給与に関する国家公務員法なりあるいは公務員法の給与準則の志向する基準なり方針に合致して設けられる以外には方法はない。しかも、大学の総長は一般職員法の給与準則の志向する基準なりによって人事院の所管でございます。

この今度の認証官の問題等については荒木大臣はどういうふうに考えておられるかしらぬけれども、人事院との連絡が不十分だった形跡があります。明らかに文部大臣の今度のやり方に対しては不満を漏らしている。漏らすのは当然なんです。人事院の所管するその法律、しかも、そういう法律については人事院は特に厳重にその責任に任せよという規定がある。これは今回大臣の出された法律案によつて著しくまた第二回目の、第一回は検察官、第二回目は大学総長、私は他に方法があつたのじゃないかと思うのですが、こういう現行の他の法律なり他の規定に優先するという条文さえある公務員法に抵触するような方法をとらなければならなかつた理由は、一体何ですか。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) 敵密な法理論は、ちょっとと今のお説にかれこれ申し上げる準備がございませんので、省略することをお許しいただきます。

政治的にと申しますか、行政的にと申しますか、考えました理由は、先刻人づくり懇談会で生まれたのじゃないかというお話をちょっとございましたが、そうではございません。私、就任早々から考えましたことは、むろん文

部省に行きましたが、事務当局から話を聞かされたことでもございますが、大学の学長、教授を初めとしまして、小中学校の先生に至るまで、給与が低い、これは理屈抜きにそうだと思うのですが、ざいます。

○千葉信君 公務員は全部低いですよ。

○國務大臣(荒木萬壽夫君) たとえば、他の公務員むろん低いございますが、戦前の例は、そのものばり適切ではないことは心得ながら申し上げますが、私の承知しますところでは、戦前、高等師範学校を出て昔の中学校の先生になりますと、月給は百円でございました。当時、昔の高等文官試験を受けて役人の卵になって役所に入る、そうすると、七十五円ないし八十五円でございました。教師に戦前はそれだけの国家的・社会的な給与上の価値判断の相違が、格差が認められておった。最高峰と思われますのが東大の総長でございますが、東大の総長は、私の記憶にして誤りなくんば、國務大臣と実質給与は同じであったと記憶いたします。

俸給の号俸でいきますと一つ下であつたのだが、職務俸を加えれば國務大臣と同格ということを堅持できておったと承知しております。その当時、検察官、裁判官、当時の大審院院長あるいは検事総長等と比べましても、東大の総長はもつと上だった。そこで、文部省いたしましては、終戦直後以来結構判決は実施されまして以来、やはり教師という職分は、公務員の立場において考えます限りにおいてはひとく公務員でございましょうとも、価値判断は戦前の価値判断がほんとうじやなかろうか。何も特に計数的などの他の根拠があつて申し上げる

わけではございません。直感的な感じとして申し上げるわけであります。そういうことで、終戦以来、文部省では、せめて裁判官並みにということが合言葉であったようになりますから、そこで、何とかそういうことを実現したいものだいろいろと苦慮いたしましたけれども、先ほど御指摘のとおり、も一個人としてそう思いますから、任せを持って実施される。このことは私も概括的な課題としては承知いたしております。しかし、先ほど御指摘になりましたとおり、官庁の常として前例が一応頭に浮かびます。一般職で何か前例にないだろうかということを考えてみますと、検察官にまさしくその前例があり、そうして任用の方式を認証官にすることによって例外的に一番のトップの給与が法律で定め得るものならば、その定めを国会でしていただきて、あとは行政府でどうこうできるわけのものではありませんございませんけれども、しかし、ひとしく一般職であるならば、学長を認証官とするにによって御案内のよな給与がかりに実現するをするならば、それに応じたことを人事院でも考えていただけるのじゃなかろうか。このことはもう理屈ができるのならば望ましいことである。このことは、当然今のは教育公務員の給与法の体系から見ましても、高等學校ないしは小中学校的先生に及ぶべき筋合いのものだと思うわけでござります。そういうことで、せめて裁判官並みにという合言葉が実現する機縁を

は全般的な給与の是正に役立つならば、これまた悪いことではない。露骨な言葉で申し上げて恐縮ですが、それとも、まあ率直に私の頭の中を去しまして、そのことをそのまま申し上げれば、以上のような考え方のもとに構想を立てまして、法律的にも一応検討したつもりで成案を得まして御提案申し上げたということをございます。

○千葉信君 大臣の答弁を聞いていてますます感することは、文部省の連中というのは頭の悪いやつばかりそろっていて考えることだから、そういうことになってしまったんだと思う。この際文部大臣に注意しておきたいのは、他の問題は別にして、せめて裁判官並みということは、これは憲法まで知らぬ言葉じゃないですか。これは容易ならぬことですよ。憲法には裁判官優位の原則は特に明記しております、裁判官の場合は。その憲法も何も知らないで裁判官並みということをその問題に限する限り法律論も不得手のようですし、また、勉強もされておられないようだから、私はさつき申し上げたように、諸般の事情からきょうはこれくらいにしておきますが、将来、全く近い将来大学総長の認証官の問題に関する法律案の審議については連合審査会を通じて相当程度大臣に質問をするつもりでおりますから、そのときには大臣の常識的な判断ではなくて、法律論に對しては法律論によって答弁されるよう用意をしておいてもらいたい。大臣に要求しております。

○山本伊三郎君 文部省当局に言つておきたいのですが、今度の文部省の設置法は、三千人余りの人員増を載せておる。しかも、提案理由の説明、データなっておらぬですよ。この点は、もう今後内閣委員会に出さないといふなら別として、相当考えていただきたいと思う。それがために審議がおくれるということになるので、これは大臣、よく聞いてもらいたい。以上ちょっと意見だけ言つておきます。

○委員長(村山道雄君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(村山道雄君) 速記をつけたて。

他に御質疑はございませんか。

他に御発言がなければ、本案の質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにして御述べを願います。――別に御発言がなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(村山道雄君) 総員挙手と認めます。よつて本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出する報告書の作成等につきましては、先例により委員長に御一任願います。

ちょっとと速記をとめて。

〔速記中止〕

たのですが、確かに全体の公務員の職種からみますれば新しい職種だということも言えると思います。しかし、今日もうすでに十年以上も経過した職種になっておるわけとして、昭和二十七年から具体的にはてきておるわけあります。さらに今後非常な勢いで人員も増加しなければいけないし、発展していくかなければならぬ職種だと思うんです。それだけに、給与の問題について、給与を担当している人事院として、十分これは検討しなければならないと思うんですね。今お話しの特殊手当によってというようなお話をですが、何ゆえに特勤手当でなければならぬのか。私は、そうではなくて、調整額というようなものによって処理すべきじゃないかと思つてゐるんです。今滝本さんのお話ですと、何か羽田やあるいは大阪あるいは福岡ですか、そういうところの航空管制官というものとそれ以外のものとの間に差のあるようなお話ですが、これはしかし全部同じだとは言えない。それぞれの飛行場によつて差はありますようけれども、資格はいづれにいたしましても同じでありますし、さらに地方の飛行場におきましても、機種もどんどん増加いたしておりますし、利用度も非常なスピードを上げて増加しているわけですね。そういう場合には、特勤手当という形ではなくて、調整額によつて処理すべきじゃないかというふうに思つております。人事院としては、特勤手当という形ですか。

いますけれども、それはやはり航空管制官の業務以外にも公務にいろいろな特殊勤務がござりますが、そういうものに対します手当とのバランスといふ問題が一方にあるものでございまして、それも問題に含めましてこれは研究しなければならぬというようになっておりますから、だから、そういう観点からのものでございましたけれどもやはりなかなかかまづかしいのじゃなかろうか。したがつて、ただいま調整額といふお話をございましたけれどもやはりこの問題の解決をはかるうとしてみると、お話をございましたけれどもやはりなかなかかまづかしいのじゃなかろうか。いうことを考えて、たゞいま調整額といふことから申しますと、たゞいま申しましたように、ジョンソン基地、羽田あるいは板付というようなところで作業が違うということを申し立てるのではないでございまして、航空管制官がやります業務の中の航空路管制業務といふような業務、あるいは進入管制業務、あるいは誘導管制業務、飛行場管理業務、いろいろあるわけでございます。その中で一番重要視しなければならぬというようなものは、航空路管制業務、あるいは進入管制業務、こういうようなことがあります。ほかの業務に從事しておられる方々も大ぜいおられるわけであります。また飛行場によりますのであります。ほんの業務に從事しておられる方々も大ぜいおられるというようないろいろな要素がありますまして、従来われわれは、やはりこの種の業務の緊密性と申しますか、あるいは困難度が非常に高いと申しますか、そういう問題に対処するためには、特殊勤務手当といふ方法が適当でありますと從来も考えておったわけでござりますけれども、しかし、現在の航空

管制官の処遇という問題を考えます場合に、そういうことにこだわっておられたのではどうも解決できそうにない。何らか他の方法も考え合わせまして、できるだけ航空管制官の処遇改善という措置をとりたい。これもほんやりとお話ししたので、どうも解決できそうにないのですが、できるだけ早い機会に、具体的にこの問題の結論を得たいというふうに考えておる次第でござります。

○鶴園哲夫君 今のお話ですと、特殊勤務手当はなかなか問題が解決しそうにないということを考えられる、したがって、調整手当も含めて問題の解決に具体的に当たりたい、すみやかにしたい、こういうことであります。確かに特殊勤務手当において解決しようとしますと、これははどうしても、いろいろものにおいては解決つかないだけの大きな差が出ておるわけです。特殊勤務手当については、御承知のように、それぞれの特殊勤務手当とのまた均衡の問題もありましょう。その意味で言いますと、やはりこれは調整手当によって解決すべきではないか、こういうように私は思うのですが、その点までつきりできないのですか。何かもまだありますね。そういうことじやなあいまでですね。なかなかきまりませんよ。ですから、調整手当でこれは解決するというふうな答弁はできませんか。あいまいでですね。

○政府委員(澤本忠男君) われわれとして、結論を得ておりますれば、どういうふうにお答え申し上げることがでありますけれども、現在検討中の段階でございますし、調整額でやれとおっしゃっても、航空管

制官が逃げる、あるいはなかなか採用を考える場合に、給与だけが問題であるかどうかということが一方にはどうかと思うのであります。たとえば、航空管制官になって、そうして航空管制業務、非常に緊密な精神集中を必要とする業務にたえ得る期間と、うものは、これはそういうまでもない、と思います。その後はどうなるのか、こういう問題も合わせてやはりそういう問題が考えられなければ、当面の給与の処遇だけですべて問題が解決するのであります、現在結論を得ております。そういうふうにも考えられないのですが、私は、含めて、ということを申しました。そういうふうにも思はれないのでございません段階でございますので、そういうことで本日のところは御了承を願いたいというふうに思うわけであります。調整額ということも、お説のように一つの方針かと存じますし、また、別途の方法ということも全然考え方です。その辺につきまして最終結論を得ているという階段でございませんので、本日のところは、それも十分考慮して研究を進めているということで御了承を願いたいと思います。

うものははどういうような処遇をされるのかということ、しかも、やはり管制官が続々転職しちまう、やめるそれからなり手が今度はない。かつての五、六年前から見ますと、さびしい応募の状態になつてゐる。この問題は昨年の運輸省設置法を審議いたしましたときにも問題にいたした点であります。さて、今、昭和二十七、八年に入った人たちが三十五、六前後になつてゐるわけですね。ところが、航空管制官というのは四等しか上がれない、四等以上にはなれないというようなことにもなつておりますし、そういう点はどういうふうな考え方を持っておられますか。

まずひとつ運輸省当局に伺いたい。

て一定の年令になっていく場合におきまして、同じような仕事をそのままやっているといふことも一つの道でございますが、やはり適当な年令、経験に応じまして管理的な仕事をやるといふような方向もあるのぢやないかと思います。したがつて、今後これらの方々が管制業務が次第に忙がしくなり、かつ充実するといふことに伴ないまして、やはり適当な管制官の機能を生かしたところの管理的なポストというものも次第にできてくるといふうを考えられます。また、現に私どものほうの地方の空港にあります保安事務所の所長というような、いわば空港の責任者というような人の具体的な過去の経験を見ますと、必ずしもすべてが初めから管理業務をやっておったといふわけじやございませんので、おのおの自分の特別の技術によって一定のところまでその技術で進まれて、しかるに、空港の責任者として一般的な管理業務を現在やっているといふような例も非常に多いわけでございまして、今後管制業務といふものが次第に充実して参りますと、この方面的のポスト、あるいは今申し上げました一般的な管理ポストといふようなところには相当開けてくるんぢやないか、こういうふうに考えております。

○鶴園哲夫君 もう一ぺん滝本さんに返りまして、今運輸省のそういう答弁ですが、いろいろものをひとつ前提にしておりませんが、これはいつごろ出されるんですか。

○政府委員(滝本忠男君) まあこの問題は運輸省とも、航空局とも相談しなければなりませんし、また実際に予算を要する問題でござりますので、財政当局ともやはり相談を要する問題でございまして、いつといふことはあります。したがつて、今後これらの方々が管制業務が次第に忙がしくなり、かつ充実するといふことに伴ないまして、やはり適当な管制官の機能を生かしたところの管理的なポストといふものも次第にできてくるといふうを考えられます。また、現に私どものほうの地方の空港にあります保安事務所の所長というような、いわば空港の責任者といふような人の具体的な過去の経験を見ますと、必ずしもすべてが初めから管理業務をやっておったといふわけじやございませんので、おのおの自分の特別の技術によって一定のところまでその技術で進まれて、しかるに、空港の責任者として一般的な管理業務を現在やっているといふような例も非常に多いわけでございまして、今後管制業務といふものが次第に充実して参りますと、この方面的のポスト、あるいは今申し上げました一般的な管理ポストといふようなところには相当開けてくるんぢやないか、こういうふうに考えております。

○鶴園哲夫君 財政当局の問題もありましうが、いすれにいたしましては努力もし、その実現を期したいと、このように考えております。

○鶴園哲夫君 財政当局の問題もありましうが、いすれにいたしましては努力もし、その実現を期したいと、このように考えております。

○鶴園哲夫君 もう一度、三十八年度からまた拡大される、これはわかるようになります。三十四年に新設されたものを、五年に適用範囲を拡大し、三十年にはさらに五割増しの額にするとしても、従来人事院も努力してきたのであります。三十四年に新設されたものも、五年に適用範囲を拡大し、三十一年には、五年に適用範囲を拡大し、三十六年には、五年に適用範囲を拡大し、三十七年には、五年に適用範囲を拡大しますが、一番時間の問題で私ども

取り上げましたのは、従来三直四交代でございました勤務体制を、四直五交代に切りかえようということで、五年に適用範囲を拡大し、三十七年には、東京の空港、また管

理本部その他の主要空港につきまして四直五交代の定員が確保できただけでございます。しかし、管制官につきましては、相当長期間訓練をいたしました。

○鶴園哲夫君 それじゃ滝本局長に要望しておきますが、すみやかにこれはひとつやつていただきたい。一刻も早くつある職種でありますし、その意味で御検討が足りなかつたという点があつたのですか。どうもそのように見受けられるのですけれどもね。だから、三十八

と伺いたいのですがね。航空管制官ですね、これはどうも夜間勤務といふの

つきました。月曜の十時から朝の五時といふ時間に陥つた。どういうわけで陥つたの

ままであります。

○政府委員(滝本忠男君) 三十八年度

予算に間に合わないといふことにつきましては、これは人事院にも十分努力

が足りなかつたという点があることは

お示しのとおりだと思うのです。した

がいまして、われわれも、三十八年度

け早い機会にやりたいと、このように考えております。まあ口先で逃げるつもりで言つておるのはないのでございまして、われわれとしては、衆議院でもお話をあつたのであります。がい

ます。三十八年度の冒頭からこれが実施できました。

○鶴園哲夫君 その四直五交代に三十

年から一部のものはなり、三十八年

ではありません。

○政府委員(滝本忠男君) 三十八年度予算に間に合わないといふことにつきましては、これは人事院にも十分努力

が足りなかつたという点があることは

お示しのとおりだと思うのです。した

がい

ます。

○政府委員(滝本忠男君) 三十八年度予算に間に合わないといふことにつきましては、これは人事院にも十分努力

が足りなかつたという点があることは

お示しのとおりだと思うのです。した

<p

—
—
—

○鶴園哲夫君 建前はわかつておるわけですよ、夜十時から朝の五時までと夜勤はなつてゐるから。しかし、実際問題としてはそうではない。夕方の五

につきまして、先ほど申しましたように、四直五交代ということにつきまして御説明した際に申しましたように、空港によっては相変わらず三直四交代といふ空港もあるわけでありますが、これは地方の空港でそうございます。したがって、管制官の一般的に何時間

○説明員(板内一彦君) これは、一週間の当直の割り方があるいは空港によって違うという点があるかと思います。したがって一週間全体として見た場合に、ある特定の日は勤務が非常に苦しい、あるいはそのほかの日には楽であるというような当直を組んでおる

通る。平均して二年で試験を通過。こういうわけですね。ところが、その者がいつまでも八等級に格づけをされているということですね。これはすみやかに七等級に格づけすべきじゃないかと思うのですがね。彼らが優遇はしてあるようですがけれども、その点はいか

それはやむを得ない。ところが、電子計算機というものが普及して参りましたて、プログラマーといいうものが普遍的な業務になれば、やはりその評価が多少下がっていくというようなこともあります。現に、自衛隊のほうでは、新

時、ごろからあくる朝の十時までだ。どういうことだから、そういう事態であるというなら、その間はこれは超過勤務か何かで何かしなければならないのではないかと私は思うわけです。夜勤手当はだめだ、夜勤手当は夜十時からあくる朝五時まで出しておるわけですから。

というよりも、むしろ特定の空港なりうることで御説明したほうがいいと思いましたがって、四直五交代をやっておりますところでは、夕方の五時から来る、十時からの夜間勤務に入る、こういうものはないわけでござります。ただ地方の場合に、直の組み方によつ

そういうような事例はもちろんあり得ると思います。そこで、今、先生の御指摘の、夜間勤務手当をもらう時間以外の勤務を継続してやつておるではないかという点につきましては、その勤務といふものが一週間全体の勤務とどういう関係に立つか、またその人の労務がどうなるか、あるいは給与上の規

○政府委員(滝本忠男君) 航空監督官
の業務が日本側でやられるようになり
まして、当初倉皇の間にと、いうことも
あったのかもしけませんけれども、こ
れは七等級の上級職の人をとったわけ
でござります。その後におきまして中
級職試験の合格者を採用したことにな
がですか。

○説明員(板内一彦君) 夜間手当は夜間手当の十時から翌日の五時までの間につくようになっておりまして、そのほかの時間は勤務時間、こういうことになるわけでござります。

で、夜を長くしてそのかわり昼を短かくするというような直の組み方をしてしまって、一週間全体としては全体の勤務条件が同じようになるというような直を組んでおるというところもあるかと存じます。

定はどういうふうになつておるかとい
うような点を十分検討いたしまして、
まことに恐縮でございますが、私が現
在全国の各空港の直の組み方について
十分承知しておらないという点もござ
いますので、実態をよく調査いたしま
して、今後はまことに、

でしょ。それを夜勤につく人が前から来ておらなければならないといふとなんですよ。夕方の五時ごろから来ていなればならない。それから夜明けの五時にあるけるのだけれども、五時には帰れないのだ。やはり十時まで、ピーク時までいなければならない。これはおかしいじゃないかと私は言つておる。夜勤の問題は知つてゐるんですよ。そういう建前になつてゐるけれども、實際はそういうふうになつていいなんかということをお尋ねしている。しそうならば、それは何らかの処置をしなければならぬのじやないか。超勤務で処置するか。何らかの処置をしなければならぬのではないか。

しているわけですよ。建前は承知をしているけれども、しかし、実際はそういうような運営になっておらぬのじゃないか。とするならば、その運営についてはどういう処理をされるのかと聞いているのです。ですから、部長もあるいはそういうものもあるかも知れないといふお話をされけれども、現実問題としてこういう形になつてゐるのじやないですか。夜勤は、先ほどから言うようになります。夜の十時から朝の五時までとなつてゐる。しかし、實際はそうなつてないのじやないか。もしなつてしないとするならば、その間の問題については何らかの超過勤務になるのか、何らかの処置をしなければならぬのじやないか、というふうに言つてゐるわけですよ。

○鶴哲夫君 それじゃ、今の点はそ
ういう事態がありますれば、ひとつ今
お話しのようにお話しください
いというふうに思います。
それから次に、これはちょっと滝本
さんに伺いたいのですけれども、短大
を出てそして航空管制官の試験を受け
て、そして運輸省に入る、そして約八
ヵ月学科、訓練をする、それから今度
は実地について九ヵ月ほど訓練をす
る、その上に立って試験を受けさせ
る。大体早い者は一年五ヵ月で試験に
なりましたら、その不合理な点を法規
の許す範囲におきましてできるだけ
管制官の待遇が向上するような方向で
解決いたしたい、かように考えており
ます。

である、こういう認識のもとに七等級に採用する、上級職試験で採用する、こういうことになります。ところが、中級職試験に合格した者をもって航空管制官に充てるのだ、こういうことになりますと、航空管制官の業務は中級職試験に合格しました者が当てはめられる等級で、その等級の職務と責任がその業務にマッチするのだ、まあどういう考え方になろうかと思うのであります。これはたとえば最近新しく電子計算機等が導入されまして、プログラマーというものが非常に新しい仕事として起つておるのでありまするが、こういう仕事を日本では今まであまり経験したことがない。当初の間は、非常に高く評価されるということは、こ

合格ということをかみ合わせまして、実際給与上の運営が行なわれておるという事態であります。したがいまして、先ほどおっしゃいましたように、試験後八カ月ないし一年五カ月の字科ないし実地訓練をやって、そうしてその上で試験を通つて、そして初めて管轄官の業務につくということをご存じになります。まあそのとおりであります。われわれとしては、その訓練期間ないし試験等に通つたということを、やはりこれはひとつ評価する必要があるのじゃなかろうか、かのように考えておるわけであります。現在各省庁でいろいろ研修制度がございまして、そしてがつつきりした研修制度並びにその研修を終了した際の資格といふようなもの

がある場合があるのであります。そういうものが研修制度として非常にはつきりしたものになつておる。そういう場合に特別の考慮を払うということを現在やつておるのであります。ところが、航空管制官の訓練につきましては、形式だけの問題かもしれませんけれども、その制度が、まだ現在制度上確立しておるともいいがたい、そういう状況下においては、これをどう判断するかという問題が一つございます。われわれはその点についてどういふうにこれを評価して、そういう試験に合格して管制官の業務にたえ得るようになつたときに、その訓練期間並びに試験に合格したということなどをどう評価して給与条件に結びつけるか、これは一つの問題でございますので、十分研究いたしたい、このように考えております。

○鶴園哲夫君 これは不安定な職種であります

院に対しまして、そういう処置をとるよう検討でもらいたいと思いますが、どうですか。

○政府委員(瀧本忠男君) 先ほど申し上げましたように、現在の給与制度におきましては、昇格いたします場合に、大体どの等級に何年おつたらば上升するという、各省における平均値

といふものがあるわけでございます。

○鶴園哲夫君 大体そういうことでおやりになつておる。そうすると、この問題は、職務と責任という観点から多少ずれた意味に

おいて実施されておるのが現況でござりますが、運輸省に採用されます

中級職試験合格者、こういう観点から

見えてきまするというと、航空管制官が

業務につかれておる間は、非常に緊密

な精神的集中を要する、またときばき

とした反応を示さなければならぬ、そ

ういう意味で困難である、そういう面

からこれを評価するということは非常

にいいのであります。しかし、通じても

いる職種でもありますし、今後の見

通しもはつきりした職種ですね。しか

も、だんだん、その待遇が悪いため

に、抜けていく、応募者も少なくなつ

ていく、こういう職種になつておる。

したがつて、その待遇を相当いろいろ

な条件について改善をしなければなら

ないという事態もある。その場合に、

こういった問題もやはり非常にひつかつてくるのですね。ですから、私は

この一年五ヵ月で試験を受ける、通

りアンバランスの問題が起つてく

る。まあわれわれいたしましては、

そういう点につきましても配慮せざるを得ないのであります。したがいま

る、あるいは平均して二ヵ年で試験を

通るという場合には、八等級に格づけ

するのは、これは妥当でない。定例的な仕事ではありませんですから、すみ

はいたします。けれども、そういう方

やかにこれはそういう処置をとるべき

じゃないでしょうか。ですから、人事

院に対しまして、そういう処置をとるよう検討でもらいたいと思いますが、どうですか。

○政府委員(瀧本忠男君) 先ほど申し上げましたように、現在の給与制度におきましては、昇格いたします場合に、大体どの等級に何年おつたらば上升するという、各省における平均値

といふものがあるわけでございます。

○鶴園哲夫君 大体そういうことでおやりになつておる。そうすると、この問題は、職務と

責任という観点から多少ずれた意味に

おいて実施されておるのが現況でござ

りますが、運輸省に採用されます

中級職試験合格者、こういう観点から

見えてきまするというと、航空管制官が

業務につかれておる間は、非常に緊密

な精神的集中を要する、またときばき

とした反応を示さなければならぬ、そ

ういう意味で困難である、そういう面

からこれを評価するということは非常

にいいのであります。しかし、通じても

いる職種でもありますし、今後の見

通しもはつきりした職種ですね。しか

も、だんだん、その待遇が悪いため

に、抜けていく、応募者も少なくなつ

ていく、こういう職種になつておる。

したがつて、その待遇を相当いろいろ

な条件について改善をしなければなら

ないという事態もある。その場合に、

こういった問題もやはり非常にひつかつてくるのですね。ですから、私は

この一年五ヵ月で試験を受ける、通

りアンバランスの問題が起つてく

る。まあわれわれいたしましては、

そういう点につきましても配慮せざる

を得ないのであります。したがいま

る、あるいは平均して二ヵ年で試験を

通るという場合には、八等級に格づけ

るのは、これは妥当でない。定例的な

仕事ではありませんですから、すみ

はいたします。けれども、そういう方

やかにこれはそういう処置をとるべき

じゃないでしょうか。ですから、人事

院に対しまして、そういう処置をとるよう検討でもらいたいと思いますが、どうですか。

○政府委員(瀧本忠男君) 先ほど申し上げましたように、現在の給与制度におきましては、昇格いたします場合に、大体どの等級に何年おつたらば上升するという、各省における平均値

といふものがあるわけでございます。

○鶴園哲夫君 車両が非常にふえま

ていますね。そういう中で、定員がふ

いてかない。であります。ですから、この資料で見

ますと、五十三万台であった当時、二

千四百七十七人自動車行政に従事する

人がいたのですね。今五百八十五万

両、ですから十倍以上にふえている。

先ほどいろいろ申し上げたとおり、し

かく、人員はその当時にまだ達しな

りたいのです。

○鶴園哲夫君 次に、自動車局の問題について伺いたい。

これから伺いますのは、陸運事務所

の問題なんですが、これは去年も設置

法がかかりましたときに、種々伺つて

きたかと思うのですが、今回五十名ほ

ど新規定員増になつておるということ

ですけれども、これではどうにもなら

ないという点で伺いたいのです。これ

は私が申し上げるまでもなく、自動車

の増加といふのはたいへんなものでし

て、ところが、その定員がどうも思

うようふえない、たいへんな事態に

陥っている。で、この資料によります

と、昭和二十六年から三十八年にかけ

て、自動車の数というのは十倍以上

にふくれ上がっていますね、五百八十

万台と。ところが定員は、昭和二十

六年当時よりも少ないのですね。

で、逐年増加しております、昨年も

七十二名増加しておりますし、その前

等を行なわして、仕事の負担となるべ

く軽減するというような、あるいは車

両検査におきますいろいろ機械化の

設備の充実、そういうことで補つては

おりませんが、実情は、おっしゃるよ

ういうようなものもずっとふえており

ます。そして見てみますといふと、登録

までの、自動車の数のふえ方が非常に多い

ます。まして、あるいは貨物自動車運送事

業、これなどは十二倍ぐらいにふえま

っていますね。そういう中で、定員がふ

いてかない。であります。ですから、この資料で見

ますと、五千三百万台であった当時、二

千四百七十七人自動車行政に従事する

人がいたのですね。今五百八十五万

両、ですから十倍以上にふえている。

先ほどいろいろ申し上げたとおり、し

かく、人員はその当時にまだ達しな

りたいのです。

○政府委員(木村睦男君) 自動車行政

におきまして、車両検査等、あるいは

今、運送業務につきまして、車両の数

の増加に増員が伴わない、これは事実

の陸運事務所を見せてもらつた。登録

状況、車検の状況、それから運営の状

況、こういうものを見せてもらいます

から、いろいろなことをされているよう

ありますけれども、非常に人員が足

りない、こういう実情だと思います。

そこで、先般東京陸運事務所と神奈川

の陸運事務所を見せてもらつた。登録

状況、車検の状況、それから運営の状

況、こういうものを見せてもらいます

から、いろいろなことをされているよう

ありますけれども、非常に人員が足

りない、こういう実情だと思います。

そこで、先般東京陸運事務所で申し上げます

と、品川にあって、そしてあと足立と

練馬それに多摩と、そこに支所では

ないですが、やはり万台くらい車両

を扱うところができるおあります。そし

て全体として人員が百九十八名ほどお

ります。ところが、この品川にあります事

務所を見ますと、敷地が六千坪くら

い、それに一ぱい自動車が詰まつて並

んでいる。そして、車検をする大きな

道具が置いてある。それに付属した建

物がある。さらに事務所もある。そし

う事態にあるにかかわらず、事務職

員が全然いない。これは一体どうい

うことなんですか。こういう大きなとこ

ろに事務職員が全然いない。しかも、こ

れは全国すべて事務職員は置いていな

いということなんですね。

【委員長退席、理事下村定君着席】

そして見てみますといふと、登録

の、自動車の数のふえ方が非常に多い

ます。そして、車両の負担は相当ふえ

ます。そこで見てみますといふと、登録

の、自動車の

のところ、これはたいへんな人が集まっています。広いところですが、集まっている。十五分の休みのときにはいなくなる。掃除しなければどうにもならない。たばこは散らかすし、何は散らかす。十五分の休みが終わると、何はみんな一ぱい詰めかける。昼休みの時間にまた掃除しなければならない。午後また掃除しなければならない。広い車検場、自動車の駐車場、そういうところの掃除までしなければならない。そういうことをすべてその職員がしなければならない。人が足らないところへ持ってきて、そういうことでやらなければならない。しかも、夜は二人ずつ宿直になつていて、大きい五千坪、六千坪あるようなところで、二人で宿直している。そうして、夕方の五時と九時と十一時ですか、三回にわたくて府内の見張りもやる、こういうことなんです。そこへ持ってきて警察電話が入つてくる。神奈川の場合は、宿直室に入つておりますね。それから東京の場合もそうですね、宿直室に入つていて、夜宿直していると、大体平均して十五件程度警察から電話がかかる、ひき逃げがあるとかなんとかいうことなんです。そこで持ってきてるな雑用は職員が手のすいたときにやるというふうなことで、いろいろなことは非常に残念でございます。特に、夜間当直いたしております者に、事故等の警察からの照会電話がかかります。少々の電話であれば、普通の登録の用務として受けるわけですが、それでも、非常に件数が多いので、これにつきましても、これにかかる要員の要求もいたしたのでございますが、最後まで要員の折衝はいたしたのでございませんが、遺憾ながらこれは認められました。これが寝てはおれないのです。でも何とか暫定的にでもこれにかわる方法をいたしましたが、十分時間がかかるかといった程度を見てみると、これは寝てはおれないのです。それで電話を聞いて、電話を置いて、登録簿をひっくりかえる部屋に入つて登録簿をひっくりかえして調べる。どんびしゃりとなかなか当たらない。五つも六つも登録簿を調べなければならぬ。そういう作業が一晩のうちに平均して十五件もある。多いときは三十件をこす、こういう実情なんです。これでは寝ておれないと、これはやはり私は何か府務員といふもの置く必要がある。いろいろな問題を含んでおりますけれども、そういう点についてどういふお考えを持っておられるか伺いたいのです。

○政府委員(木村睦男君) 実は御指摘のように、府務員なるものを陸運事務所では持つておりません。それは実は本業であります行政事務のみで非常に多く、それを担当する要員が得られませんために、府務要員等に回す余裕すらないという毎年の定員増の状況でござりますので、やむなくいろいろな雑用は職員が手のすいたときにやるというふうなことで、いつておりますことは、非常に残念でございます。特に、夜間当直いたしておられます者に、夜間宿直して十五件程度警察電話が入つていて、それが夜間ひき逃げとか事故とかいう車の照会が出てくる。これは先ほど申し上げましたように、大体平均して一日十四、五件、多いときには三十件をはるかにこす。警察電話ですから寝ちゃおれない。そういうことで、夜中じゅう仕事をしなければならない。そうしてある日には普通のとおり出勤する、こういう実情です。ですから、人員が足りないために非常に激しく労働になつていて、夜は夜の睡眠のとれないままに翌日の日常勤務に服することのないよな緩和の方法を講じたい、かようと考えて、実行の

えして調べる。どんびしゃりとなかなか当たらない。五つも六つも登録簿を調べなければならぬ。そういう作業が一晩のうちに平均して十五件もある。多いときは三十件をこす、こういう実情なんです。これでは寝ておれないといふのが、翌日は通常の勤務をしなければならない、こういう実情です。これはやはり私は何か府務員といふもの置く必要がある。いろいろな問題を含んでおりますけれども、そういう点についてどういふお考えを持っておられるか伺いたいのです。

○鶴園哲夫君 大臣伺いたいのです
が、今私が申し上げたような実情になつてゐるわけです。それで、夜二人宿直をするわけですが、神奈川でいいますと、五十五、六名です。その中で宿直要員でない者がおります。所長初め課長、補佐、それはやりません。そういたしますと、大体一人の人が、二三人づつ組を作つて毎晩宿直をするわけです。そうして府内の見張りもしません。それほど、何せどれくらい大きなところです。神奈川でいいますと、約三千坪、車体検査の大きな道具があります。それに付属した建物がある。事務所がある。それに火災予防、盗難予防で見張るだけでもたいへんです。そこへ持つてきました。今申し上げましたように、宿直室に警察電話が入つて

上において努力をしていきたいと、かよう思つてゐるのです。その点についてひとつ大臣の答弁をいただきたいと思います。
〔理事下村定君退席、委員長着席〕

うふうに思つてゐるのです。その点につけたひとつ大臣の答弁をいただきたいと思います。
○國務大臣(綾部健太郎君) まことに遣憾なことで、私も予算折衝で極力主張したのですが、なかなか大蔵省に認められただけないというものが現状でございます。そういう人夫賃その他で支給された金があるならば、私はその解決の一助にでもやつてみたいと思いますが、よく調査いたしまして、そういう方法があるならば、私はその解決に該当しますよ。十数回電話あつたらこれが宿直でなくて、むしろ夜勤に該当しますよ。夜勤をした者を休ませるという、そく存じませんので、ちょっとここで即答いたしかねますが、御趣旨の点はまことに、私も大体の報告はときどき聞いておりますが、今あなたのような詳しい報告は初めて聞いて、実際それはそういう状態であれば、何とかなければいけぬという考えは十分認識いたしました。

○政府委員(木村睦男君) 制度的にと

は、予算の費目の流用、その他、他官

が、これはどういう内容、どういう仕事を目的として作られるのか、ひとつ大臣からお答え願いたいと思います。

○国務大臣(綾部健太郎君) お答えします。

事務的のことです。から、官房長をしてお答えさせます。

○政府委員(広瀬眞一君) 臨時鉄道法制調査会を設置する理由といたしましては、現在の鉄道営業法といふものは明治三十三年に制定されまして、非常に古い法律でございまして、現在の法律の格好からいまして、旅客、荷主あるいは鉄道事業者、こういった者にに対する権利、義務といった事項が広範に命令に委任されているというようなことで、現在の法体系に合わないといふ問題が多々ございますので、たとえば、こういった鉄道営業法といふものを改正いたします。実は役所だけやりますと、非常にこれは法律技術的な問題が多いわけでございまして改正したいということで、一応二年というふうに期限を切りまして、この調査会を設置しようというわけでございます。

○田畠金光君 検討の対象になる現存の法律は、今お話しの鉄道営業法、それからその他の法律はどういう法律があるわけですか。

○政府委員(岡本悟君) 鉄道営業法、その二つを中心には、当然この法律が、その点はどうですか。

○田畠金光君 鉄道営業法と地方鉄道法、その二つを中心には再検討する、こ

ういうことですね。

○政府委員(広瀬眞一君) さようでござります。

○田畠金光君 その調査会の構成ですが、先ほど民法、商法その他学識経験者等といふ話をございますが、もつとこれは広範な角度から当然取り上げられて検討されるべき問題点ではなかろうかと、こう見ておりますが、この調査会の構成等について腹案があるのかどうか。あるいは腹案といふものは、まだそこまで至っていないかもしれません、せんが、構想があるのかどうかです。

○政府委員(岡本悟君) ただいまのところでは、先ほど官房長から御説明申し上げましたように、きわめて法律技術的に専門的な点につきまして検討をお願いしたいということで、その道の専門家、学識経験者のうちでも、学校の教授であるとか、あるいは法曹会の代表者であるとか、あるいは法制局あるいは法務省、こういった方面の専門の方にお願いしたい、かように考えております。

○田畠金光君 鉄道の部内等からは、やはりこの委員を起用される予定なのですか、どうですか。

○政府委員(岡本悟君) 申し忘れましたが、当然そういう方面の人選のうちに入れて考えなければいかぬ、かようになります。

○田畠金光君 検討の対象になる現存の法律は、今お話しの鉄道営業法、それからその他の法律はどういう法律があるわけですか。

○政府委員(岡本悟君) 鉄道営業法といふ法律は、今お話しの鉄道営業法、それから地方鉄道法、こういった鉄道の基本的な法制を考えておりま

す。商法あるいは民法の特別的な事項を改正いたします。実は役所だけやりますと、非常にこれは法律が改正されたいということがあります。この点はまだ考へてみたいと存じます。

○田畠金光君 さらに私は、鉄道営業法の問題というのがいろいろな分野に関係しておりますので、当然これは、先ほどお話しの民法、商法その他の法律学者等の中には、労働法学等も入りますが、その点はどうでしょうか。

○田畠金光君 さるに私は、鉄道営業法の問題といふのがいろいろな分野に

的なる人選の案につきましては、まだ考えておりませんが、仰せの趣旨をよく理解いたしますので、その線に沿って考えてみたいと存じます。

○田畠金光君 それで私、当然そうなりでございます。

正を出したが、それがもし答申の結果に矛盾するような場合があれば、また改めることにやぶさかでないなんということは、それは一時的なこの場限りの答弁にすぎないのであって、少なくとも私のお尋ねしたいことは、一部改正法案をすでに出したことのよし尚しは別にしまして、少なくとも当局としては、臨時鉄道法調査会を設けて鉄道営業法その他の全面的な再検討をされるという形のものであるならば、この法律の建前を貫かれるのであれば、やはり一部営業法の改正というのは、その方針と相反するのじゃないか、矛盾するのじゃないかと私は思うので、理論的に言うと、私の言うのが正しいのじゃないかと思いますが、それでもなおかつ営業法の一部改正を出さればならぬという、そのよって来たる事情はどこにあるのか、納得ができる下さいと思うのですが、どうでしょうか。それをまず認めて下さるならば、そのあとで議論はあの議論として私も考えてみたいと思いますが、どうですか、大臣。

承知のようすに、ILO第八十七号条約の批准に関連して、関係国内法の整備の一環として政府としては御提案を申し上げておるのでございまして、それとは別に、何しろ営業法は、御承知のように、非常に古い法律でござりますので、明治三十三年に制定されたという法律でござりますので、もう以前からILO八十七号条約とは無関係に、以前から全面的にこれを改正しなければならぬという機運があつたのでござります。私の記憶では、ここ五、六年前からそういう機運がございまして、しばしば法制局の審査を受けたのでござりますけれども、何しろ商法あるいは民法の特別の事項が多くございまして、やはり専門家を集めて十分その点を検討してみる必要があるという法制局筋のサセッションもございまして、こういう全面検討の機関を作ることをお願い申し上げておるのでござります。

ちるん、先ほど大臣がお答え申し上げましたように、もし、その法制調査会におきましては、それは非常におかしいというふうな御意見が出ますれば、あるいはまた再び改正するということになるかも存じますけれども、まずまずそういうことは起らしない性質のものであろうと、かように判断してお願意申し上げている次第でございます。

○田畠金光君 私がお尋ねしているのは、なぜ鉄道営業法の一部改正を怠がなければならぬのか、その一部改正がなされないならば、あなた方は鉄道の監督官庁という立場において責任が果たせないという判断があるのかどうか、なぜ一部改正を急がなければならぬのか、その一部改正をやらなければ、あなたの方が監督上この責任が果たせないと、いう理由があるならば、ひとつその理由を納得がいくように聞かしていただきたい。

○政府委員(岡本悟君) これは先生も十分御承知のように、政府といたしましては、I.L.O.八十七号条約の批准を一刻も早くお願ひしたいと、こういうことで条約の批准なり、あるいは関連法規の改正についてお願い申し上げておるのでございますが、その一環として、鉄道営業法につきましても、主としてこれも御承知のように罰則の整備でございます。これは労働問題懇談会の答申にもござりますように、同条約の批准に伴う公労法等の改正にあたつては、関係諸法規等についての必要な措置が当然考慮されることになるであろうが、要是労使關係を安定し、業務の正常な運営を確保することにある、こういうふうに述べられております。

で、この御答申を政府といたしまして尊重いたしました。関係国内法の整備をはかる必要がある。そこで、の一環として鉄道営業法の一部を改正することにいたしたのでございます。たとえば、すでに郵便法につきましては罰則がございますが、それと鉄道営業法を比較いたしてみますと、著しく均衡を失するということで、それと歩調を合わせるという意味があるのでございます。

なければあなたの方の監督官厅としての仕事ができないんだと、私はその事情だけをひとつ納得がいくよう聞かしてもらえばよろしいんですよ。大臣、どうですか。

○國務大臣(綾部健太郎君) それは政府の方針に従つてILOを早く承認するという、そのためにはどうしてもやらないかんと考えております。そこで、その結果、根本的には鉄道営業法その他を全部やらんならんから、それでも悪いことがあれば、あとで私は改正してもいいが、とにかく政府の方針に従つてILO批准の促進の意味でそれだけを出しているということございまして、私はひとつも矛盾しないと思っております。

○委員長(村山道雄君) ちょっと速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長(村山道雄君) 速記つけて。

○田畠金光君 私は、あなたの答弁を聞いておりますと、まことにたよりなく、私の聞きたいことに何一つ答えていないのですよ。だから、これは本格的に議論していると、とにかく幾ら時間あっても足りないくらいですが、そこで、ひとつ私が特に要望したいことは、私の言っていることはよくおわかりになると思う。

○國務大臣(綾部健太郎君) ああ、よくわかりますか。それ

○田畠金光君 わかりますか。それで、おわかりになれば、わかったといふと、いうお話をですから、鉄道営業法の一部正なんということは今後また問題として出てき得ますから、それはまあひとつこの際おやめになつて、この臨時鉄道法調査会の中で全般的な検討の

結果を待つて、鉄道営業法でも、地方鐵道法でも、改正の方針を打ち出してもらえばよろしいんですよ。大臣、どうですか。

○國務大臣(綾部健太郎君) それは政

り先ほどあげられた法律家も必要であらうし、実務家も必要であるし、あるいは政府の代表者も必要であろうが、やはり国鉄の当局と、労使の代表も加えるとか、あるいはまた特に私は、鉄道営業法の一部改正のような、労働法関係との関連で今現実に一部改正が出てくるという姿を見たとき、やはりこの臨時鉄道法調査会の中に、労働法学者等も広く参加させて、公平な意見を聞くよう御努力を願いたい、こう考へておるわけです。本格的な議論をしますと時間がかかりますから、きょうはこの程度で終わります。

○國務大臣(綾部健太郎君) 了承いたしました。

○山本伊三郎君 今の問題ですがね、この調査会の設置があたつて衆議院でいろいろ問題があつたと思います。こ

れは具体的に言ひませんが、その点は了解している問題ですね。調査会メン

バーについての問題があつたと思いま

すが、その点については大臣は一応了

解されておりますか。わかりますか。

○國務大臣(綾部健太郎君) 衆議院でいたしました論議につきましては考慮いたして、労働組合その他の、さつき田畠委員も申されたような方向について考えておき得ますから、それはまあひつこの際おやめになつて、この臨時鉄道法調査会の中で全般的な検討の

いろいろな点を希望なり要望をしておると思うのです。それについて

います。

○山本伊三郎君 まず厚生大臣に質問

なりきわめて強い要望をするのですが、これが何

です。

○國務大臣(綾部健太郎君) 了解して

おりました。

○委員長(村山道雄君) 他に御質疑はありませんか。——他に御発言がなければ、本案の質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御発言もなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

○委員長(村山道雄君) 本案全部を問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願います。

○委員長(村山道雄君) 本院規則第七十二条により、議長に提出する報告書の作成等につきましては、前例により、委員長に御一任を願います。

○委員長(村山道雄君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(村山道雄君) 速記をつけて下さい。

○委員長(村山道雄君) 厚生省設置法及び国立光明寮設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案につきましては、すでに提案理由の説明を聽取しておりますので、これより質疑を行ないます。政府側よりただいま西村厚生大臣、渡海厚生政務次官、熊崎官房長、尾崎医務局長、大山社会局長、鈴木医務局次長、五十嵐環境衛生

のいろいろな、こちらも希望なり要望をしておると思うのです。それについて

います。

○山本伊三郎君 機能回復訓練、これ

はどういう施設なり、どういうことをやられるのですか、答弁は簡潔でいい

ですか。

○山本伊三郎君 機能回復訓練、これ

はどいう施設なり、どういうことを

やられるのですか、答弁は簡潔でいい

ですか。

○山本伊三郎君 現在、この機能回復

訓練の施設としてはどういうものがあ

ります。

りますか。

○政府委員(尾崎嘉篤君) 現在は、機能回復訓練の施設と申しますが、そういう仕事に關係しております施設といたしまして、病院關係において多少やつておられますところ、特に労災病院、年金病院等がさよな点を強くやつておられます。そのほか、国立の温泉関係の病院とか、また、結核患者の機能訓練に対しまして、手術後に機能訓練をいたしますと肺活量がぐつとふえるのでございますが、そういうような関係を一部の結核療養所、特に結核防会の施設とか、国立の清瀬等の一、二の施設が強くやつております。また、肢体不自由者の関係の施設といたしまして、たとえば整肢療護園その他の施設がございます。また身体障害者の更生関係の施設、こういうようなところもやつているような状態でございます。

○山本伊三郎君 そうすると、この設置法の趣旨は、それらに配置する、從事する人を養成しようということですね。

○政府委員(尾崎嘉篤君) さようですがあります。現在從事しておられます方

が、必ずしも世界的なレベルから見ま

して、あまり正式の訓練を受けた方で

ない。こういうようなことから、早く

相当高度の教育を受けた人が要るとい

うので、そういうような特殊な技能

者、短大卒業程度の、できれば大学卒業まで行きたいわけですが、そういう

ような技能者を養成したい、こういう

よくなっています。

○山本伊三郎君 そうすると、法律提案者とし

ては希望されているが、そのようにあ

りませんですか。

○政府委員(尾崎嘉篤君) 義務的といふふうには考えておらないのであります。それがね、その点どうですか。

○山本伊三郎君 それはもつともな話です。われわれもそれはいいという前題で尋ねておるのでですが、私もこの問題については相当関心を持っておるの

で、深く掘り下げていろいろとそういうところをただしたいと思つておるの

ですが、非常に遺憾とする。官房長に

も言っておいたのですが、こういうこ

とは三十分かそれくらいでわれわれは

ますか、献身的なことをやるん

です。

○山本伊三郎君 私、県立のそのよう

な施設にて、三養護学院ですか、そ

ういうところを見ましたが、なるほどそ

ういうところに勤いておる人について

は、これはもうほとんど犠牲的とい

りますが、献身的なことをやるん

です。

○山本伊三郎君 私、県立のそのよう

な施設にて、三養護学院ですか、そ

○政府委員(尾崎嘉篤君) おそらく日本は、非常に西欧諸国からおくれておると私は思ひますが、今こういう点で相當進しておる国は、どういうところがあるのですか。

○山本伊三郎君 おぞらく日本は、非
リカ、イギリス、ヨーロッパ諸国、こ
ういうふうなところは、この仕事が進
んでおるというふうに承知しております。

○山本伊三郎君 その施設が進んでお
るということもあるのですが、私の
言っているのは、そういう三ヵ年の課
程というものを経て出てきた人に対する
身分保障と申しますが、そういう資
格、そういうものをどういう工合に与
えておるかということです。

○政府委員(尾崎嘉篤君) これにもい
ろいろ訓練の段階があるようですが、
ますが、大体医者と普通看護婦の上の
者との中間くらい、こういうふうに聞
いております。

○山本伊三郎君 もう一つ尋ねます
が、これは女子が対象なんですか、男
女ともにこれは対象にしておられるの
ですか。

○政府委員(尾崎嘉篤君) 男女ともで
ござります。

○山本伊三郎君 初めての設置です
が、厚生省としては、男子と女子と、
おののおのその才能といいますか、その
役目が違うと思うのですが、どちらの
ほうが適当ですか。

○政府委員(尾崎嘉萬君) お互にそ
の持ち味がやはりあると思いまますの
で、なかなかこの仕事が、やはり訓練
をいたしますのに根の要る仕事でござ
いますし、また、患者さんがいろいろ
くじけたりするのに対しても励まし、慰
めてやらせなければいかぬというふう
な問題、こういうような点からいえ
ば、女子の適性だということともござい
ますが、こういう仕事をどんどん発展
させていき、患者をブールからつるし
上げるとかいうような力仕事も必要な
ことがございますので、両者が相待つ
てやつてきりますことがよろしいの
じゃないか、こういうふうに考えてお
ります。

○山本伊三郎君 大体わかりました
が、こういう教護院とか、身体障害者
を世話する学園とか、これは各県立な
り國立にもあると思うのですが、ここ
に勤めておる人の実態というのは、こ
れは厚生省なり、また府県にもなるか
と思いますが、視察いたしまして非常
に私は冷淡なんじゃないかという気が
するのです。その仕事たるや、きわめ
て精神的にも肉体的にも疲労する、疲
労というか、心を使う仕事だと思うの
です。しかもその待遇を見ますと、公
立の場合は一般公務員の給与に準じ
た、むしろそれよりも悪いというところも、実は見受けられるのですがね。
こういう点について、厚生大臣、何か
の配慮を考えておられるのかどうか。

○國務大臣(西村英一君) 施設の職員

につきましては、相當に今までも
の改善に対しましてはやつて参つ
のですが、本年も、まあ十分ではあ
ませんが、平均、ならして八%、一
般的公務員給与ベースは別といたしま
で、それはそれで上げて、なお全部
八%程度上げたわけでござります。
かし、まあそれといたしましても、相
当に地方公務員との開きもあるうから
思つておりますので、今後十分気を
かけて、それからやはり、非常にこれ
の施設に働く人は、やはり言つてみや
すと、まことに、給与だけじゃな
い、別な気持を持って働いている人々
相当にあると思ひますので、相当にこ
れは考えてやらなければならぬ。給与
の改善については、十分今後も力を
いたしたい、かように考へておる次第で
ござります。

年々上げていくということによって、施設の相手は、たゞじるに相手がござります。そこで、この問題を、公務員の施設と民間の施設とに分けます。公務員の場合は、地方公務員といたしまして、算定基礎として用いました単価よりも、実際は高いものが出て、これが、民間としては独自の財源がほとんどないというわけで、民間の施設が低い。これが民間の施設にはいく。それ以外で、民間の施設にあります、民間の予算の単価をきめます。併しに、これを引き上げて参りますすれば、いう現象が起こっているわけでござりますが、國の予算の単価をきめます。これが、これが引き上げて参りますれば、したがつて、民間の施設の給与が次第によくなつてくる、こういうような關係になつて、いると思ひます。

○山本伊三郎君 民間の場合は、これは私別として、地方公務員の場合、そういう国が配慮をした予算分配、給与の積算基礎にいわゆる一般公務員よりも八%上げているといわれますが、實際地方公務員の給与の実態を見ますと、そういう配慮をされているかどうかが疑問なんですが、私は、きょう初めて聞いたのですから、調べますけれども、現実にその施設以外の公務員と比較して、それだけの給与の実態になつてているということ 자체、厚生省は調べられたかどうか、その例があれば、二つの例だけでよろしいから知らせていただきたいたい。

○政府委員(大山正君) 公立の施設につきましては、地方公務員でござりますので、その県の職員の給与表に従つて、まして出ております。これは間違いないとこ

○山本伊三郎君 僕が言っていることは、こういう施設に勤めている人にだけ条例によって別表というものが出来ないと思うのです。だから、何時に入っているか、資格が違うから医師職に入っているとは私は考えてない。一般的の給料表、一表であればいい。一般的職の特殊なそういう方法が私は知らない。そういう差別をつけるということはできない実情であるのだが、こういう施設にいる人は特殊なそういう方法が私は知らない。手当を出せばそれないとと思うのです。手当を出せば差別です。そういうものをどう運用しているかということを厚生省は御存じをいりますか。

足りませんでしたが、昨年十月に人事院の勧告で国家公務員が約七%上がりました場合に、これは地方公務員につきましては、私どもの所管の関係の職員では九・一%上がったわけでございまして、この九・一%上がりました場合には、その国の算定基礎が九・一%合いました。そこで、そのほかに今度は来年度予算公私立を問わずこれは一律にいくわけといたしましてその国の予算の算定基礎を八%上げておるわけでございますが、地方公務員の場合には、お詫のように、俸給表によっていますから、その八%は地方公務員である公立の職員については別に上がらない。たまたま県が今までその国の予算単価が低かつたために持ち出してやつておった、その分を八%だけ県のほうが持ち出さなくて済む形になるということで、実際には公務員のほうは普通の公務員のベース・アップによって上がっていきます。ところが、民間のほうはそういうことではございませんで、現実に八%上がる、こういうことでござります。

だけ別表をもつてやつておるといふことを知らないので、もしそういうものがあればひとつ出してもらいたい。

○政府委員(大山正君) 私御質問の趣旨をちょっと取り違えておりまして、お話をとおりでございまして、地方公務員は地方公務員の一般の俸給標準によつておる。それに対し國が補助します場合の単価が今まで低かつた、それを逐次上げておる、こういうことになります。

その費用かよそへ回されるとは言いたくせんけれども、ほんとうにそれがこの施設におる人にいっておるかどうか私には疑問だと思うんですよ、実際問題として。給料表が同じなんですから。大体これはどうですか、大体国家公務員よりも若干上回った地方公務員の場合、給料で措置されることが今まで続いているんですから、したがって、私はこれは調べますけれども、どこそここの給料表は、この施設についてはこういうふうな差別——優遇されておるんだという例があれば、それだけ教えてもらつたらいいというんです、私は知らぬから。そういうものを特別に持つておる所はないから……。

○山本伊三郎君 厚生大臣、お聞きになつたと思いますが、国はそれだけの財源、予算措置を考えてやられて、現実に施設の非常に苦勞されておる人についてそれだけのものがいっておるかどうかということについては私は疑問を持っておるんですが、この点私

も、そこまで私は聞こうと思っておらなかったんですが、たまたまそういうことが出たんですね、八名一般の公務員よりも、特にこの施設におる人は八名別の財源をやつておるんだ、その事実を私は知りませんので、また今後問題としますが、十分調べていただきたい。もしそういう措置がとられるなら、一般的の給料表ではなかなか一一条例もきめておらない。おそらく特勤手当か、そういうものでやらなければ、給料表で差をつけると言つたってそれはつけられないと私は思う。この点ひとつあわせて答弁できればしていただきたいんですが、あなたでなく専門の人でもいいんですけど、何か参考になることがありますか。それ以上言えないですか。

ですが、不具者、身体障害者はかりをもつて、そういう人についてたまたまこういう養成所を作つてやるのだが、現在従事している人に対しても厚生省はそういう指示権なり権限がないにしても、そういう指導をして、ある程度は優遇すべきであるという私の意見だらう、そういう点を十分配慮願いたい。もう一点だけひとつ聞いておきなさい。

実は、厚生大臣、これは私本会議でも質問したのですが、五ヵ年計画、二つの五ヵ年計画ですね、環境整備緊急措置法の問題ですが、どうも私は厚生省は力がないと思った。で、この問題には、それはもつと早くから問題になつておるのですが、ああいう五ヵ年計画の出される前に、ある程度こういうものはぜひやらなければ、生活環境が整備できないのだという考え方でやらなくしておるのですが、あれだけはかかるかわからぬというような御答弁でありますたが、厚生省としては一體どういうおつもりですか、熱意がどこまであるのですか、これだけ一つ聞いておきたい。

○國務大臣(西村英一君) 初めの十カ年計画を作つて初めて屎尿処理をやり出したのですね、所得倍増計画に目合つたところで、ところが、最近の状態はそれどころじやなしに、ずいぶん、あちらこちら希望が山積しておるわけです。とてもそれじやいかぬといふので、五ヵ年計画に切りかえましては相當に大きな金になる。しかし、実際幾ら金が要るかということについて

これは大蔵省と私らのところと多少の意見の違いがあるのです、積算の方法で。それで、まあそれを平年化しても相当の金になりますが、なかなかこの五ヵ年計画というものが、まだ閣議決定されたものじゃありませんし、私のほうは私のほうだけで考えておるものですから、どうもこれじゃいかぬ。それじゃ五ヵ年計画を作つて、その仕事量というものをびしつときめていく、仕事を動かぬようにしていきたいといふのが私の考え方です。しかして、それじゃ三十八年度は予算はどうか、といふと、それはやはり平年化されたものにはいきませんけれども、予算としては昨年の予算より相当多く見込みたい。それもあなたに言わせると、あんなものはちっぽけでしようがない、事実これは非常に少ないわけです。今の機構を見ますとどんどんあとからあとから出てくるのでありますと、まさにこれ非常に、とうてい追つかぬ予算なんですね。しかし、まあ五ヵ年計画の仕事量はびしつときめて、それが厚生省のいう五ヵ年計画じゃないオーライズされたものにすれば、これは予算の獲得上十分にけるだろうということになりますし、また、世論の支持が相當にあると思いますから、どちらかといいますと、今まで大蔵省と私のほうで意見が、これは内輪の話でございまするけれども、意見が合わなくて、がたがたいたしておりましたのが、仕事をびしゃつと押えてやれば相当にいるわけでございまするから、どうぞ御協力のほどをお願い申し上げた

○鶴園哲夫君 私の伺ったのは十日ぐらいい前の話で、非常に今回こういうふうにふえたからあるいはそういうことがなくなるのじやなかろうかと思うのですが、せっかくの信頼のあるところを一週間前から予約しなければ診察を受けられないというような話ではこれはどうも不親切だという気がしたものですからね。

それからこの養成所ができますね。この養成所の中で清瀬にできます養成所、これは人員が全くふえないのです

が、これでやれるのですか。

○政府委員(尾崎嘉蔵君) 清瀬の職員を一応増員、併任いたしまして運営すると同時に、外部の講師をお願いいたしまして、部内講師と一緒に外部講師に相当たよる、さような考え方をいたしております。それで第一年は、一般の基礎的な医学の訓練をやっていき、同時に現在も交渉しておりますが、外國の方の、WHO等を通じまして専門家を招聘するとか、国内にも外国の、アメリカ等の、資格を持つおる方が東京の近くでも五、六人はおられると思ひますので、そういう方々にもお願ひするというふうにして、今いろいろ交渉を始めておるところでござります。

○委員長(村山道雄君) 他の御質疑はありませんか。——他に御発言があれば、本案の質疑は終局したと認め、これより討論に入ります。

御意のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御発言もなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

本案全部を問題に供します。

(賛成者挙手)

○委員長(村山道雄君) 総員挙手と認めます。よって本案は、全会一致を定めました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出する報告書の作成等につきましては、先例により委員長に御一任を願います。

本日はこれにて散会いたします。午後六時三十八分散会

三月二十九日本委員会に左の案件を付託された。

○委員長(尾崎嘉蔵君) 一、国立大学教官の待遇改善に関する請願

第一三〇〇号 昭和三十八年三月十五日受理

第二三三〇号 昭和三十八年三月十日受理

第三三四〇号 昭和三十八年三月十六日受理

六日受理

第四三四〇号 昭和三十八年三月十七日(第二三一六号)(第二三一七号)

八日受理

第五五六号 昭和三十八年三月十八日(第二三一九号)(第二三二九号)

八日受理

第六四五号 昭和三十八年三月十九日(第二三二〇号)(第二三二九号)

八日受理

第七三五五号 昭和三十八年三月二十日(第二三二一號)(第二三二九号)

八日受理

第八三五五号 昭和三十八年三月二十一日(第二三二二號)(第二三二九号)

八日受理

第九三五五号 昭和三十八年三月二十二日(第二三二三號)(第二三二九号)

八日受理

第十三五五号 昭和三十八年三月二十三日(第二三二四號)(第二三二九号)

八日受理

第十一三五五号 昭和三十八年三月二十四日(第二三二五號)(第二三二九号)

八日受理

第十二三五五号 昭和三十八年三月二十五日(第二三二六號)(第二三二九号)

八日受理

第十三三五五号 昭和三十八年三月二十六日(第二三二七號)(第二三二九号)

八日受理

第十四三五五号 昭和三十八年三月二十七日(第二三二八號)(第二三二九号)

八日受理

第十五三五五号 昭和三十八年三月二十八日(第二三二九號)(第二三二九号)

八日受理

第十六三五五号 昭和三十八年三月二十九日(第二三三〇號)(第二三二九号)

八日受理

第十七三五五号 昭和三十八年三月三十日(第二三三一號)(第二三二九号)

八日受理

第十八三五五号 昭和三十八年三月三十一日(第二三三二號)(第二三二九号)

八日受理

第十九三五五号 昭和三十八年三月三十二日(第二三三三號)(第二三二九号)

八日受理

第二十三五五号 昭和三十八年三月三十三日(第二三三四號)(第二三二九号)

八日受理

第二十一三五五号 昭和三十八年三月三十四日(第二三三五號)(第二三二九号)

八日受理

第二十二三五五号 昭和三十八年三月三十五日(第二三三六號)(第二三二九号)

八日受理

第二十三三五五号 昭和三十八年三月三十六日(第二三三七號)(第二三二九号)

八日受理

第二十四三五五号 昭和三十八年三月三十七日(第二三三八號)(第二三二九号)

八日受理

第二十五三五五号 昭和三十八年三月三十八日(第二三三九號)(第二三二九号)

八日受理

第二十六三五五号 昭和三十八年三月三十九日(第二三三〇號)(第二三二九号)

八日受理

第二十七三五五号 昭和三十八年三月四十日(第二三三一號)(第二三二九号)

八日受理

第二十八三五五号 昭和三十八年三月五十日(第二三三二號)(第二三二九号)

八日受理

第二十九三五五号 昭和三十八年三月五十一日(第二三三三號)(第二三二九号)

八日受理

第三十三五五号 昭和三十八年三月五十二日(第二三三四號)(第二三二九号)

八日受理

第三十一三五五号 昭和三十八年三月五十三日(第二三三五號)(第二三二九号)

八日受理

第三十二三五五号 昭和三十八年三月五十四日(第二三三六號)(第二三二九号)

八日受理

第三十三三五五号 昭和三十八年三月五十五日(第二三三七號)(第二三二九号)

八日受理

第三十四三五五号 昭和三十八年三月五十六日(第二三三八號)(第二三二九号)

八日受理

第三十五三五五号 昭和三十八年三月五十七日(第二三三九號)(第二三二九号)

八日受理

第三十六三五五号 昭和三十八年三月五十八日(第二三三一〇號)(第二三二九号)

八日受理

第三十七三五五号 昭和三十八年三月五十九日(第二三三一一號)(第二三二九号)

八日受理

第三十八三五五号 昭和三十八年三月六十日(第二三三一二號)(第二三二九号)

八日受理

第三十九三五五号 昭和三十八年三月七日(第二三三一三號)(第二三二九号)

八日受理

第四十三五五号 昭和三十八年三月八日(第二三三一四號)(第二三二九号)

八日受理

第四十一三五五号 昭和三十八年三月九日(第二三三一五號)(第二三二九号)

八日受理

第四十二三五五号 昭和三十八年三月十日(第二三三一六號)(第二三二九号)

八日受理

第四十三三五五号 昭和三十八年三月十一日(第二三三一七號)(第二三二九号)

八日受理

第四十四三五五号 昭和三十八年三月十二日(第二三三一八號)(第二三二九号)

八日受理

第四十五三五五号 昭和三十八年三月十三日(第二三三一九號)(第二三二九号)

八日受理

第四十六三五五号 昭和三十八年三月十四日(第二三三二〇號)(第二三二九号)

八日受理

第四十七三五五号 昭和三十八年三月十五日(第二三三二一號)(第二三二九号)

八日受理

第四十八三五五号 昭和三十八年三月十六日(第二三三二二號)(第二三二九号)

八日受理

第四十九三五五号 昭和三十八年三月十七日(第二三三二三號)(第二三二九号)

八日受理

第五十三五五号 昭和三十八年三月十八日(第二三三二四號)(第二三二九号)

八日受理

第五十一三五五号 昭和三十八年三月十九日(第二三三二五號)(第二三二九号)

八日受理

第五十二三五五号 昭和三十八年三月二十日(第二三三二六號)(第二三二九号)

八日受理

第五十三三五五号 昭和三十八年三月二十一日(第二三三二七號)(第二三二九号)

八日受理

第五十四三五五号 昭和三十八年三月二十二日(第二三三二八號)(第二三二九号)

八日受理

第五十五三五五号 昭和三十八年三月二十三日(第二三三二九號)(第二三二九号)

八日受理

第五十六三五五号 昭和三十八年三月二十四日(第二三三三〇號)(第二三二九号)

八日受理

第五十七三五五号 昭和三十八年三月二十五日(第二三三三一號)(第二三二九号)

八日受理

第五十八三五五号 昭和三十八年三月二十六日(第二三三三二號)(第二三二九号)

八日受理

第五十九三五五号 昭和三十八年三月二十七日(第二三三三三號)(第二三二九号)

八日受理

第六十三五五号 昭和三十八年三月二十八日(第二三三三四號)(第二三二九号)

八日受理

第六十一三五五号 昭和三十八年三月二十九日(第二三三三五號)(第二三二九号)

八日受理

第六十二三五五号 昭和三十八年三月三十日(第二三三三六號)(第二三二九号)

八日受理

第六十三三五五号 昭和三十八年三月三十一日(第二三三三七號)(第二三二九号)

八日受理

第六十四三五五号 昭和三十八年三月三十二日(第二三三三八號)(第二三二九号)

八日受理

第六十五三五五号 昭和三十八年三月三十三日(第二三三三九號)(第二三二九号)

八日受理

第六十六三五五号 昭和三十八年三月三十四日(第二三三三一〇號)(第二三二九号)

八日受理

第六十七三五五号 昭和三十八年三月三十五日(第二三三三一一號)(第二三二九号)

八日受理

第六十八三五五号 昭和三十八年三月三十六日(第二三三三一二號)(第二三二九号)

八日受理

第六十九三五五号 昭和三十八年三月三十七日(第二三三三一三號)(第二三二九号)

八日受理

第七十三五五号 昭和三十八年三月三十八日(第二三三三一四號)(第二三二九号)

八日受理

第七十一三五五号 昭和三十八年三月三十九日(第二三三三一五號)(第二三二九号)

八日受理

第七十二三五五号 昭和三十八年三月四十日(第二三三三一六號)(第二三二九号)

八日受理

第七十三三五五号 昭和三十八年三月五十一日(第二三三三一七號)(第二三二九号)

八日受理

第七十四三五五号 昭和三十八年三月五十二日(第二三三三一八號)(第二三二九号)

八日受理

第七十五三五五号 昭和三十八年三月五十三日(第二三三三一九號)(第二三二九号)

八日受理

第七十六三五五号 昭和三十八年三月五十四日(第二三三三一〇號)(第二三二九号)

八日受理

第七十七三五五号 昭和三十八年三月五十五日(第二三三三一一號)(第二三二九号)

八日受理

第七十八三五五号 昭和三十八年三月五十六日(第二三三三一二號)(第二三二九号)

八日受理

第七十九三五五号 昭和三十八年三月五十七日(第二三三三一三號)(第二三二九号)

八日受理

第八十三五五号 昭和三十八年三月五十八日(第二三三三一四號)(第二三二九号)

八日受理

第八十一三五五号 昭和三十八年三月五十九日(第二三三三一五號)(第二三二九号)

八日受理

第八十二三五五号 昭和三十八年三月六十日(第二三三三一六號)(第二三二九号)

八日受理

第八十三三五五号 昭和三十八年三月七日(第二三三三一七號)(第二三二九号)

八日受理

第八十四三五五号 昭和三十八年三月八日(第二三三三一八號)(第二三二九号)

八日受理

第八十五三五五号 昭和三十八年三月九日(第二三三三一九號)(第二三二九号)

八日受理

第八十六三五五号 昭和三十八年三月十日(第二三三三一〇號)(第二三二九号)

八日受理

第八十七三五五号 昭和三十八年三月十一日(第二三三三一一號)(第二三二九号)

八日受理

第八十八三五五号 昭和三十八年三月十二日(第二三三三一二號)(第二三二九号)

八日受理

第八十九三五五号 昭和三十八年三月十三日(第二三三三一三號)(第二三二九号)

八日受理

第九十三五五号 昭和三十八年三月十四日(第二三三三一四號)(第二三二九号)

八日受理

第九十一三五五号 昭和三十八年三月十五日(第二三三三一五號)(第二三二九号)

八日受理

第九十二三五五号 昭和三十八年三月十六日(第二三三三一六號)(第二三二九号)

八日受理

第九十三三五五号 昭和三十八年三月十七日(第二三三三一七號)(第二三二九号)

八日受理

第九十四三五五号 昭和三十八年三月十八日(第二三三三一八號)(第二三二九号)

八日受理

第九十五三五五号 昭和三十八年三月十九日(第二三三三一九號)(第二三二九号)

八日受理

第九十六三五五号 昭和三十八年三月二十日(第二三三三一〇號)(第二三二九号)

八日受理

第九十七三五五号 昭和三十八年三月二十一日(第二三三三一一號)(第二三二九号)

八日受理

第九十八三五五号 昭和三十八年三月二十二日(第二三三三一二號)(第二三二九号)

八日受理

第九十九三五五号 昭和三十八年三月二十三日(第二三三三一三號)(第二三二九号)

八日受理

第一百三五五号 昭和三十八年三月二十四日(第二三三三一四號)(第二三二九号)

八日受理

第一百一三五五号 昭和三十八年三月二十五日(第二三三三一五號)(第二三二九号)

八日受理</

紹介議員 重政 康徳君	この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。
紹介議員 四名	この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。
紹介議員 井川 伊平君	この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。
紹介議員 初坂外七十五名	この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。
紹介議員 柴田 栄君	この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。
三〇 岡本理一外三十	三〇 岡本理一外三十
請願者 愛知県岡崎市明大寺町	愛知学芸大学内 加藤
請願者 初坂外七十五名	が実現を図られたいとの請願。
第二三五七号 昭和三十八年三月十 八日受理	第二三五七号 昭和三十八年三月十 八日受理
国立大学教官の待遇改善に関する請願	国立大学教官の待遇改善に関する請願
請願者 島根県松江市菅田町一 九六ノ一 古川尚雄外	請願者 島根県松江市菅田町一 九六ノ一 古川尚雄外
紹介議員 佐野 廣君	紹介議員 佐野 廣君
この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。	この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。
第二三五六八号 昭和三十八年三月十 八日受理	第二三五六八号 昭和三十八年三月十 八日受理
国立大学教官の待遇改善に関する請願	国立大学教官の待遇改善に関する請願
請願者 神戸市東灘区本庄町青 木 小谷信市外三十八	請願者 神戸市東灘区本庄町青 木 小谷信市外三十八
紹介議員 岸田 幸雄君	紹介議員 岸田 幸雄君
この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。	この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。
第二三六二号 昭和三十八年三月十 九日受理	第二三六二号 昭和三十八年三月十 九日受理
国立大学教官の待遇改善に関する請願	国立大学教官の待遇改善に関する請願
請願者 静岡県浜松市名残町四 九九ノ四一 柴山英一	請願者 静岡県浜松市名残町四 九九ノ四一 柴山英一
紹介議員 太田 正孝君	紹介議員 太田 正孝君
この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。	この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。
第二三六三号 昭和三十八年三月十 九日受理	第二三六三号 昭和三十八年三月十 九日受理
国立大学教官の待遇改善に関する請願	国立大学教官の待遇改善に関する請願
請願者 大分市西春日町三組	請願者 大分市西春日町三組
紹介議員 森正己外六十名	紹介議員 森正己外六十名
この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。	この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。
第二三六〇号 昭和三十八年三月十 九日受理	第二三六〇号 昭和三十八年三月十 九日受理
国立大学教官の待遇改善に関する請願	国立大学教官の待遇改善に関する請願
請願者 札幌市北二十四条西九 丁目 菅原秀人外十六	請願者 札幌市北二十四条西九 丁目 菅原秀人外十六
紹介議員 村上 春藏君	紹介議員 村上 春藏君
この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。	この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。
第二三六〇号 昭和三十八年三月十 九日受理	第二三六〇号 昭和三十八年三月十 九日受理
国立大学教官の待遇改善に関する請願	国立大学教官の待遇改善に関する請願
請願者 札幌市北二十四条西九 丁目 菅原秀人外十六	請願者 札幌市北二十四条西九 丁目 菅原秀人外十六
紹介議員 後藤 義隆君	紹介議員 後藤 義隆君
この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。	この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。
第二三六〇号 昭和三十八年三月十 九日受理	第二三六〇号 昭和三十八年三月十 九日受理
国立大学教官の待遇改善に関する請願	国立大学教官の待遇改善に関する請願
請願者 外三十六名	請願者 外三十六名
紹介議員 太田 正孝君	紹介議員 太田 正孝君
この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。	この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。
第二三〇一號 昭和三十八年三月十 五日受理	第二三〇一號 昭和三十八年三月十 五日受理
国立大学教官の待遇改善に関する請願	国立大学教官の待遇改善に関する請願
請願者 大分市下八幡大山 山	請願者 大分市下八幡大山 山
紹介議員 本泰教外五十名	紹介議員 本泰教外五十名
この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。	この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。
第二三〇一號 昭和三十八年三月十 五日受理	第二三〇一號 昭和三十八年三月十 五日受理
国有林野事業に從事する定員外職員の 全員定員化に関する請願	国有林野事業に從事する定員外職員の 全員定員化に関する請願
請願者 長野県塙尻市北小野区	請願者 長野県塙尻市北小野区
紹介議員 上田七、七二八 岩下	紹介議員 上田七、七二八 岩下
この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。	この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。
第二三〇一號 昭和三十八年三月十 五日受理	第二三〇一號 昭和三十八年三月十 五日受理
国立大学教官の待遇改善に関する請願	国立大学教官の待遇改善に関する請願
請願者 蔡男外二百八十二名	請願者 蔡男外二百八十二名
紹介議員 山本伊三郎君	紹介議員 山本伊三郎君
この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。	この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。
第二三〇三號 昭和三十八年三月十 五日受理	第二三〇三號 昭和三十八年三月十 五日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭 手当及び薪炭手当の支給に関する法律	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭 手当及び薪炭手当の支給に関する法律
請願者 青森県弘前市松ヶ枝町	請願者 青森県弘前市松ヶ枝町
紹介議員 八ノ二 小野武之助外 十二名	紹介議員 八ノ二 小野武之助外 十二名
この請願の趣旨は、第一二二八号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二二八号と同じである。
第二三〇六號 昭和三十八年三月十 五日受理	第二三〇六號 昭和三十八年三月十 五日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭 手当及び薪炭手当の支給に関する法律	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭 手当及び薪炭手当の支給に関する法律
請願者 長野県小県郡和田村	請願者 長野県小県郡和田村
紹介議員 一、四六四 長井勘爾	紹介議員 一、四六四 長井勘爾
この請願の趣旨は、第一二二八号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二二八号と同じである。
第二三〇七號 昭和三十八年三月十 五日受理	第二三〇七號 昭和三十八年三月十 五日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭 手当及び薪炭手当の支給に関する法律	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭 手当及び薪炭手当の支給に関する法律
請願者 新潟県新井市長 増井	請願者 新潟県新井市長 増井
この請願の趣旨は、第一二二八号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二二八号と同じである。
第二三八五号 昭和三十八年三月十 十日受理	第二三八五号 昭和三十八年三月十 十日受理
国立大学教官の待遇改善に関する請願	国立大学教官の待遇改善に関する請願
請願者 北海道小樽市緑町二ノ	請願者 北海道小樽市緑町二ノ
紹介議員 西田 信一君	紹介議員 西田 信一君
この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。	この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。
第二三六一號 昭和三十八年三月十 九日受理	第二三六一號 昭和三十八年三月十 九日受理
国立大学教官の待遇改善に関する請願	国立大学教官の待遇改善に関する請願
請願者 北海道松前郡松前町	請願者 北海道松前郡松前町
紹介議員 井川 伊平君	紹介議員 井川 伊平君
この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。	この請願の趣旨は、第一八四四号と同じである。
第二三八五号 昭和三十八年三月十 十日受理	第二三八五号 昭和三十八年三月十 十日受理
国立大学教官の待遇改善に関する請願	国立大学教官の待遇改善に関する請願
請願者 竹本雅邦外五百五十五	請願者 竹本雅邦外五百五十五
紹介議員 吉田忠三郎君	の人たちはただちに全員定員化されるのが当然であるから、すみやかにこれが実現を図られたいとの請願。
第二三〇二號 昭和三十八年三月十 五日受理	第二三〇二號 昭和三十八年三月十 五日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭 手当及び薪炭手当の支給に関する法律	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭 手当及び薪炭手当の支給に関する法律
請願者 長野県中野市大字中野	請願者 長野県中野市大字中野
紹介議員 内 岩間俊英	紹介議員 内 岩間俊英
この請願の趣旨は、第一二二八号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二二八号と同じである。
第二三〇五號 昭和三十八年三月十 五日受理	第二三〇五號 昭和三十八年三月十 五日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭 手当及び薪炭手当の支給に関する法律	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭 手当及び薪炭手当の支給に関する法律
請願者 市立南宮中学校内 丸	請願者 市立南宮中学校内 丸
紹介議員 山忠男	紹介議員 山忠男
この請願の趣旨は、第一二二八号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二二八号と同じである。
第二三〇六號 昭和三十八年三月十 五日受理	第二三〇六號 昭和三十八年三月十 五日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭 手当及び薪炭手当の支給に関する法律	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭 手当及び薪炭手当の支給に関する法律
請願者 長野県小県郡和田村	請願者 長野県小県郡和田村
紹介議員 一、四六四 長井勘爾	紹介議員 一、四六四 長井勘爾
この請願の趣旨は、第一二二八号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二二八号と同じである。
第二三〇七號 昭和三十八年三月十 五日受理	第二三〇七號 昭和三十八年三月十 五日受理
国家公務員に対する寒冷地手当、石炭 手当及び薪炭手当の支給に関する法律	国家公務員に対する寒冷地手当、石炭 手当及び薪炭手当の支給に関する法律
請願者 新潟県新井市長 増井	請願者 新潟県新井市長 増井
この請願の趣旨は、第一二二八号と同じである。	この請願の趣旨は、第一二二八号と同じである。

第三三〇八号 昭和三十八年三月十
五日受理 国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願(二通) 請願者 新潟県両津市長 氏田良隆外一名

紹介議員 佐藤芳男君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第二条第一項改正に関する請願(四通) 請願者 兵庫県美方郡温泉町千原 井上英雄外六十一名

紹介議員 岸田幸雄君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第二条第一項改正に関する請願(十二通) 請願者 秋田市長 川口大助外百三十名

紹介議員 松野孝一君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第二条第一項改正に関する請願(二十一通) 請願者 坂本泰一外一名

紹介議員 野本品吉君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第二条第一項改正に関する請願(二十一通) 請願者 岩手県盛岡市上田西組裏九九ノ一 田屋源一外二百六十一名

紹介議員 長松田兄次郎外十名

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第三三〇九号 昭和三十八年三月十
五日受理 国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願(三通) 請願者 滋賀県神崎郡永源寺町長川上喜与松外二名

紹介議員 西川甚五郎君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第二条第一項改正に関する請願(四通) 請願者 兵庫県氷上郡山南町大河内成外四十五名

紹介議員 中野文門君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第二条第一項改正に関する請願(十二通) 請願者 秋田市長 川口大助外百三十名

紹介議員 松野孝一君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第二条第一項改正に関する請願(二十一通) 請願者 坂本泰一外一名

紹介議員 野本品吉君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第二条第一項改正に関する請願(二十一通) 請願者 岩手県盛岡市上田西組裏九九ノ一 田屋源一外二百六十一名

紹介議員 長松田兄次郎外十名

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第三三一〇号 昭和三十八年三月十
五日受理 国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願(四通) 請願者 富山県下新川郡入善町議會議長 福沢忠節外三名

紹介議員 櫻井志郎君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第二条第一項改正に関する請願(四通) 請願者 山形県西村山郡大江町

紹介議員 三名

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第二条第一項改正に関する請願(十二通) 請願者 兵庫県城崎郡香住町上岡

紹介議員 岡崎真一君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第二条第一項改正に関する請願(二十一通) 請願者 山形県新庄市沼田三五四後藤博外六十八名

紹介議員 村上道雄君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第二条第一項改正に関する請願(二十一通) 請願者 岩手県盛岡市上田西組裏九九ノ一 田屋源一外二百六十一名

紹介議員 長松田兄次郎外十名

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第三三一一号 昭和三十八年三月十
五日受理 国家公務員に対する寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の支給に関する法律

第二条第一項改正に関する請願(十一通) 請願者 山形県西村山郡大江町

紹介議員 三名

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第二条第一項改正に関する請願(四通) 請願者 兵庫県氷上郡山南町大河内成外四十五名

紹介議員 中野文門君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第二条第一項改正に関する請願(十二通) 請願者 秋田市長 川口大助外百三十名

紹介議員 松野孝一君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第二条第一項改正に関する請願(二十一通) 請願者 坂本泰一外一名

紹介議員 野本品吉君

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。

第二条第一項改正に関する請願(二十一通) 請願者 岩手県盛岡市上田西組裏九九ノ一 田屋源一外二百六十一名

紹介議員 長松田兄次郎外十名

この請願の趣旨は、第一二八号と同じである。